

水源開発問題全国連絡会
第1回総会

1994. 9. 17

奥津町錦山荘にて

苫田ダム建設阻止全国集会

1994. 7. 18

奥津町民センター
にて



94年度水源開発問題全国連絡会総会要領

- 1、日時： 1994年9月17日 19時～22時30分
- 2、場所： 奥津町町営国民宿舎「錦山荘」
- 3、進行予定：
 - ① 開会の挨拶 池上登喜一（苫田ダム阻止期成同盟会委員長） 5分
 - ② 基調報告 「苫田ダム阻止に向けて・・・現状と課題」 30分
堀内 博（苫田ダム阻止期成同盟会事務局長）
 - ③ 苫田関連質疑応答 現地視察の感想も含めて 30分
 - ④ 各地からの報告と質疑応答 60分
この中で、適当なところで、10分間休憩
 - ⑤ 見直し機関設置に向けて 30分
 - ⑥ 全国の状況を踏まえた作戦会議。特に、新政権に向けて 30分
 - ⑦ 各種要請書、18日の集会宣言の検討 20分

4、役割分担（18日の苫田ダム建設阻止全国集会も含めて）
進行役： 水源開発問題全国連絡会事務局と全国集会岡山県実行委員会から一人ずつ

資料準備： 水源開発問題全国連絡会事務局と全国集会岡山県実行委員会。
全国連絡会に所属している団体は、経過・現状と問題点に関する資料を東京事務局に8月末日までに送付願います。

現地見学と会場、パレードの準備・整備： 全国集会岡山県実行委員会

5、現地見学会
当日、現地見学会を実施します。12時、JR津山線（岡山から出ています）津山駅前中鉄バスセンター待合室に集合です。（料金は検討中）
希望される方は、総会参加申込と同様、同封の葉書で東京事務局に申し込みください。

水源開発問題全国連絡会 東京事務局：〒102 千代田区平河町1-7-3
市民運動全国センター内 堀田正人 TEL 03-3234-4760

日時： 1994年9月18日 9時～12時30分
場所： 奥津町民センター
進行予定：

- ① 開会の挨拶 池上登喜一（苫田ダム阻止期成同盟会委員長） 5分
- ② 基調報告 「苫田ダム阻止に向けて・・・現状と課題」 20分
堀内 博（苫田ダム阻止期成同盟会事務局長）
- ③ 報告 「見直し機関設置に向けて」 10分
遠藤保男（水源開発問題全国連絡会事務局）
- ④ 講演 「苫田ダム阻止は人間の尊厳を守る闘い」 30分
森滝健一郎（岡山大学教授）
- ⑤ 報告と提起 「全国の水源地開発と苫田ダム」 20分
嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会事務局）
- ⑥ 報告と提起 「最近の建設省の動きと、それへの対応策」 20分
天野礼子（長良川河口堰建設を止めさせる市民会議 会長）

- ←休憩 10分
- ⑦ 参加団体紹介 10分
 - ⑧ 各地からの報告と連帯の挨拶 45分
木頭村ダム対策室
美山町ダム反対期成同盟会
清流球磨川と川辺川を未来に手渡す郡市民の会 など
 - ⑨ 全体討論 20分
 - ⑩ まとめと決意表明 5分
由比浜省吾（全国集会岡山県実行委員会 委員長）
 - ⑪ 苫田ダム関係の対政府要請書提案と採択 3分
 - ⑫ 水源開発問題全国連絡会関係の対政府要請書提案と採択 3分
 - ⑬ 集会宣言の提案と採択 5分
 - ⑭ 閉会の挨拶 司会者

津山市内パレード

全国集会終了後、昼食を済ましてから場所を移動し、14時から津山市内をパレードします。散会は、津山駅前15時頃を予定しています。

水源開発問題全国連絡会経過報告と課題の提起

1994年7月17日

経過報告

水源開発問題全国連絡会は、理由のあせた水源開発事業計画によって長い間苦しんできた住民・団体と、それを支援し連帯する仲間が、

- ① 互いの情報交換を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦略、戦術を練る。
- ② 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
- ③ 力を結集して、建設省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求めることを目的に、昨年11月16日に結成された。

結成からまだ1年を経ているが、以下に記すように多くの成果を得ている。これは、この会に結集している全員の団結のたまものであり、多くの方の協力によるものである。

この間、建設大臣との話し合いを2回持つことができた。1回目は五十嵐建設大臣と昨年12月24日に、2回目は本年7月22日に野坂建設大臣との話し合いであった。

五十嵐建設大臣は、「水源開発事業などの大規模公共事業は計画策定から30～40年も経過し、当時と状況が大きく変わり、かなり問題が生じてきている。計画当初の目的がいまも有効か否か、客観的に検討・評価して勧告する機関の設置が必要である。」と言明した。

野坂建設大臣は「今後とも住民との話し合いには積極的に応じる」こと、「五十嵐元建設大臣が表明した『水源開発事業の見直し機関の設置』については、その姿勢を引き継ぐ」ことを明らかにした。

2月24日には「水源開発計画の見直し機関設置を求める緊急集会」をもち、全国の仲間が集まって「見直し機関設置」にむけた意思を統一し、関係省庁に要請行動を持った。

同日、建設省河川局と水源開発計画・事業に関連する諸問題についての話し合いもを持った。河川局との話し合いは初めてのことであるが、局の対応は、「水源開発事業そのものを見直していくことが必要だ」という建設大臣の意向と逆行するかのよう形式答弁を繰り返す、というものであった。

4月には長良川河口堰試験湛水強行に反対する舟上ストに連帯し、この問題に関して緊急に建設省交渉を持った。水源開発問題で現地が過酷な状況に追い込まれているときにこれを支援する形で建設省交渉を持つことは、本会の当然の行動である。

7月30・31日には人吉市で「子守歌の里・五木と清流球磨川を守る全国集会」を現地の仲間とともに開催し、1000名の結集を得ることができた。

30年来の川辺川ダム建設攻撃に五木村は過疎に追い込まれ、やむなく同意を示した経緯にあり、建設省の再建計画に村オコシをゆだねる方針を取っている。

しかし、このダム建設が子守歌の里・五木村を犠牲にするだけでなく、多くの側面で不用な事、流域で多くの問題が生じる事、などが流域住民の努力で明らかになった。

付け替え道路の工事は既にだいぶ進んでいる現在、本体着工に手を付けさせないようにすること、五木村に建設省の振興策にとってかわる振興策を提示すること、などが急務の課題である。

そして本日は水源開発問題全国連絡会としてはじめての総会を、明日は「苦田ダム建設阻止全国集会」を持つことになっている。

このような活発な活動と共に、水源開発計画・事業の見直し機関の設置について本会としての構想を明確にすることを目的に、「見直し機関検討委員会」を設置し、5月31日からその検討を開始した。その検討結果を本日の総会で明らかにし、全員で審議の上、本会としての「大規模公共事業見直し機関草案」を決定したい。

課題の提起

- 1、見直し機関設置に向けた取り組み
- 2、政府、政党等にたいする取り組み
- 3、地元地域自治体に向けた取り組み
- 4、会としての組織の拡大
- 5、会の取り組む課題の消化（資料集の作成、ダム建設後の問題収集）
- 6、今後の日程（来年度の総会、全国集会等）の決定

水源開発問題全国連絡会会計報告 (1994年9

月12日現在)

収入

収入状況	
1994/9/12	現在
会費納入団体数	23
団体延べ口数	26
個人会費納入者数	87
個人延べ年数	103
カンパ合計	86000
全収入	241000円

支出 (1994年9月12日現在)

通信費	80436
コピー代	4830
名札	2000
川辺川全国集会 報告書分担金	10000
振り込み手数料	
負担金	2750
集会用横断幕	
作成経費	4147
合計	104163円

残金

136837円

なお、残金は現金で4447円、口座に132390円あります。
以上のとおり報告いたします。ご協力ありがとうございました。

1994年9月12日

会計

遠藤幸子



苦田ダム 苦闘の37年間

苦田ダム建設阻止期成同盟会

◎奥津町の概況

苦田ダム建設予定地、奥津町は東西約14.4km、南北約18.6km総面積13.230km²で北は一部鳥取県に接し、大部分はウランで有名な岡山県上才原村に接する、中国山脈の1,000mクラスの連山のふところに位置し、この山脈に源を発する県下3大河川のうちの吉井川が町を2分するように中央を南北に流れ、その支流が幾つも流入し、この流れに沿って平地があり、集落が点在して古くから農林業を主とした生活が営まれて来たが、最近では生活の多様化の中で工場誘致など、積極的な取組みはあったが、過疎は例外ではなく、昭和60年の国勢調査で昭和55年のそれとは、166名減少し3,503名、世帯数1,087戸となった、更に現在人口は2,364人、世帯数772戸と、激減し今なお流動的である、元来農業・林業・畜産を軸とした兼業農家で、町北部には藤原審爾の小説「秋津温泉」で知られたひなびた奥津温泉があり、景勝大釣峡には国の天然記念物指定の^{あふ}穴群が四季を通じて旅情を誘い、町の花コブシの咲く春と、秋の紅葉は見事であり、比較的温暖で静かな住みよい町である。

今の奥津町は昭和34年4月1日、奥津村・羽出村・苦田村が合併して出来た町であるが、それ以前の昭和30年4月1日、当時の久田村と泉村が合併して苦田村となった、苦田ダムの名称もこれからつけられたものである、今もこれら旧村を、通称久田地区・泉地区・羽出地区・奥津地区と呼び、苦田ダムで水没する地域は、久田地区の殆どと泉地区の一部で、奥津町の人口の43%が移転を余儀なくされ、町の稲作地帯の大半を失い、経済力は半減して過疎への進行の一途をたどる運命の町となった。

◎ダム構想の発表と住民の対応

苦田ダム構想を住民が知ったのは、苦田村が合併して奥津町となる前にもどるが、昭和32年11月18日に突然地元新聞が、苦田村、市場地内に堤高45m堤長220m、ダム容積3,000ト、水没戸数300~400戸、水没面積150町歩、発電を兼ねた農業用水で、津山市を中心とした、美作台地総合開発の農業用水確保と言うことであった。(主管は農林省)

村行政も住民もまさに寝耳に水と、有力者はその日のうちに岡山県庁えとび、議会は臨時議会を招集して協議、万場一致で「苦田ダム建設は地元の人権と福祉を無視するものである」と反対決議をし、その日の午後には村民大会を開き、今の「苦田ダム建設阻止期成同盟会」が結成されたそれは、構想を知って3日後の11月21日の事で、住民と行政が一体となった闘いの始まりである。その後、昭和34年4月1日、内閣総理大臣の勧告で3村が合併して今の奥津町が発足したが、3村は合併協定書の中で「苦田村において挙村一致、絶対阻止の態勢を固めている苦田ダムについて、新町は即時建設阻止の決議を行うとともに、「苦田ダム建設阻止特別委員会」を設置し、町及び議会は苦田ダム阻止の基本方針を内外に宣言することを決議しており、合併後昭和36年6月29日「条例第21号」により「苦田ダム阻止特別委員会条例」が、議会議員全員と学識経験者5名、町職員2名で組織されることで施行された。のち56年4月非水没地区の住民の一部から、同条例の改正ないし廃止の陳情があり、56年7月20日臨時議会は全員一致で、陳情の件は不採択となった。その後の昭和62年に賛成派住民から同条例の改廃請求あり、2月定例議会で審議の末、住民請求が拒否されて町の基本方針の、不変を再確認して今日に至るも、ダム賛成が表面化して来たのもこのころである。

一方岡山県は県議会最終日の56年9月30日に阻止同盟会員の傍聴する中で苦田ダム基本計画は共産党を除く全員一致で可決承認し、次の付帯条件をつけている。

- ①国・県は水没者の生活再建対策に万全を期せ。
- ②地域振興計画を総合的にたてること。

- ③環境保全に配慮すること。
- ④地元関係町の財政負担の軽減を図れ。
- ⑤関係当局を結集して対おうに当たれ。

と言うものであった。

その岡山県議会を前に奥津町独自で進めていた「苦田ダムに関する環境影響調査書」(国土問題研究会団長河野道博先生ほか総勢32名の先生と関西大学学生数十名の労により1年6カ月を費やした)を岡山県関係市町と県議会関係者に配布した。このころ、建設省苦田ダム工事事務所は岡山県特別委員会で、苦田ダムの建設総工事費880億円、水没者保障費450億~500億円と発表して、暗に1戸当たり1億円とちらつかす。

56年12月25日建設省告示2079号により別記諸元を発表

◎苦田ダムとは

県東部を流れる吉井川が、瀬戸内海に流入する河口からさかのぼること、100kmの奥津町内に計画された、農業用水ダムが高度成長期を迎え、8.500万トにその規模が拡大され、岡山県東備地区の西大寺に、エスクラン工場を誘致する工業用水に変貌し、のちに県西部の水島工業地帯で瀬戸内海が汚染されたことから、エスクラン工場は立ち消えになったその時点で、苦田ダムも立ち消えとなるのが当然と思われるが、今度は県南の都市用水とまたまた変転して来た、水余りの現状ではついに与論に負けた、岡山県は旭川を越えて高梁川水系の倉敷市まで、巻き込もうとしたが倉敷市は議会で「母なる川、高梁川の恩恵を受けており水に不自由なしと」一蹴されて売り込みに失敗している。

傲慢な長野県政は流域2市13町を巻き込み、更に全県を巻き込んだ広域水道企業団を創設して、苦田ダムのメドの立たないままに近く営業をはじめようとしている。

ダム上流は源流まで約37.5kmあり、ダムサイトと源流までの標高差は約700mで、急峻な流れは花崗岩地帯を流れ、ダムの命取りと言われる堆砂は、日ならずして始まると学者は証言している。

ダムの目的は再三再四変わり、現在は治水を含む多目的ダムと、場あたりの変遷、ただダムを造るための目的としか思われない。

阻止同盟は度々建設省、県に抗議をするなかで、いつも逃げの一手で我われに納得出来る説明さえなく、ただ権力と金力により人の心を揺さぶる、非合法的な推進で阻止同盟を分裂させ、住民どうしは反目の内に生活し人間関係を損ない、一方、交付金と起債に頼る年間予算15億円程の小さな町財政を、圧迫し混乱させ非合法極まる推進がなされた、これが苦田ダムである。

◎闘いの経過

町是(苦田ダム阻止条例)を守る闘いは、権力と金力そして、読み切れない人の心との闘いでもあった。

さまざまな闘いを総て披瀝することは至難であるが、主なものを拾てみると

◆中国地方建設局長が昭和40年1月22日苦田ダム立ち入り調査を告示して1月26日奥津町長に対し3月31日の間に久田下原のダムサイト付近の土地を、収容法第11条(事業の為の立ち入り)により調査をする旨通知があり当時の、伊丹町長はこれを拒否した。

3月18日 建設省は現地で、強制立ち入り公聴会を開催したが、これに合わせ、阻止同盟は予備調査阻止の大会を開き、500名が会場に押し掛けて公聴会を阻止した。

3月20日 岡山県は、中国地方建設局にボーリングを許可し3月25日 中国地方建設局岡山工事事務所、鴻池所長がトラックなど4台に分乗して午前10時現地到着、あらかじめ予知していた阻止同盟会員はその日午前4時30分から、現地で待機しておりスクラムで阻止。

3月28日 午前4時40分、再度鴻池所長ら60名が、バス・ダンプカー等で暁の急襲をかけたが、急を知った阻止同盟会員の實力阻止に会い、調査を断念し引き上げる、通告して来た31日まであと3日になり、阻止同盟は昼夜交替で立ち番をする。

42年2月8日 調査拒否を続けている奥津町及び阻止同盟は急襲を警戒し、万全の即応態勢をとっていた、この日下流の住民の協力者から「調査隊北上」の情報を得て、非常招集された阻止同盟会

員500名が待機する中、県警機動隊10両、約40名と、岡山工事事務所 鴻池所長率いる調査機材を満載したトラック5両が、午前10時20分到着、激昂する阻止同盟会員に殺気が漲り、機動隊の制止を押し切る様相に、3度断念して引き上げる結果となったが、急を聞いて駆け付けた町長、議長ら代表が「暴挙苦田ダムの計画即時撤廃」を要求、抗議文を手渡して一応流血の惨事は回避した、しかしこの交渉で奥津町は河川敷に3本のボーリングを許可し、2月9日から抵抗なく実施したが、この事件を重く見た町と建設省は、当時の岡山県知事加藤武徳氏ほか3名の立会のもとに42年4月17日 岡山県庁で「吉井川総合開発事業苦田ダム調査協定書」（以下42協定書と言う）別紙参照 に調印して強制立入は一応これにより決着する。

◆紆余曲折の続く闘いの中で、昭和47年6月1日苦田ダム対策協議会（賛成派）が改組して「苦田ダム解決協議会」に改めて発足し、52年1月には岡山県津山振興局が「吉井川総合開発連絡所」を久田下原に開設し職員3名を配置して来たが、我々は42協定を盾に抗議を重ねて来たことは言うまでもない。このころから岡山県は下流17市町で「苦田ダム問題協力会」を設立し会長に岡崎岡山市長をあて、後に「吉井川水源対策基金」と改組し、また、津山振興局にダム対策班を編成専任次長を置き職員を10名に増員するなど攻勢をかけてくる。このころから県の職員が巡回して移転先選定資金と称する名目で一世帯当たり100万円を苦田ダム問題協力会から貸し付けるなど阻止同盟の切り崩しにかかった、52年12月25日に支払いがなされた模様で当時は100世帯位と思う、勿論苦田ダムに伴う物件の調査に同意する条件である。

一方建設省も津山市の吉井川総合開発事務所を「苦田ダム調査事務所」と改めた。明らかに42協定に違背する行為でありたび重ねて抗議したが「協定書は尊重する」の一点張りであった。

57年5月26日地元地権者（苦田ダム地権者協議会、同対策協議会、同同志会）と現地立入調査について協定書に調印しその年

6月8日最初の測量杭打ち作業が開始される。

◎奥津町にダムは要らない

苦田ダム阻止を続けた、第4代岡田幹夫町長が「県の補助事業や起債が全部押さえられ県の行政について行けないと」任期途中の昭和61年4月に辞職し、第5代坂手可甫町長も、阻止同盟副委員長から立候補し僅か1年4ヵ月で、また昭和62年10月に第6代日笠大二町長も同様阻止同盟副委員長から当選したが1年8ヵ月で、平成元年8月にその職を去り、町内に大混乱を起こした。

何れの理由も岡山県の行政差別で、奥津町がダムを真っ向から反対して来たからで、国県の補助事業を全面ストップ乃至は遅延させる政策に町内の反阻止の住民を扇動して混乱を招かしたもので、その度毎に阻止同盟を中心に擁立した候補者が、ダム賛成候補を破って当選しており、第7代森元三郎町長まで、阻止同盟ないしはダム反対を掲げた町長が、いつも賛成派を敗る必死の闘いを繰り返してきた、それほど奥津町民はダム抜き行政を望んで来た。第7代森元町長は平成元年10月29日に、阻止同盟副委員長から立候補した、元奥津町助役で、ダム賛成の立場からは元助役青木信一氏が再度の対決で、助役同志の闘いは全国注視の選挙であったが森元町長を見事当選させ、11月15日NHKが全国に放映したドキュメンタリー89「33年目の選択、ダムと戦い続けた町」に大きな反響があり全国各地から多くの激励を受けたものの、平成2年4月12日議会全員協議会で、ダムを前提とした行政をすすめる意向を明らかにして、支持者を裏切った結果となった。

◎闘いの反省

全国に例のない「特別阻止条例」を町是とし、建設省との約束である「調査協定書」⁶²協定を盾とした苦田ダム阻止が歩んだ道程は長く厳しい正に苦闘の連続であったと思う。

◆38年頃、数人の住民による「苦田ダム研究会」を発足させ、団結にヒビを生じる事態となった、当初はどこにもある「研究くらいは」……が方向を変えさせ、研究会は、対策協議会に、対策協議会

別記

苦田ダム計画の内容

(一) ダムの諸元	
本ダム	岡山県苦田郡奥津町久田下原地先
位置	岡山県苦田郡奥津町久田下原地先
型式	重力式コンクリートダム
堤高	七四・〇m
堤頂長	二三五・〇m
堤体積	三六〇、〇〇〇m ³
第2ダム	
位置	岡山県苦田郡奥津町久田下原地先
型式	ロックフィルダム
堤高	三三・〇m
堤頂長	二七〇・〇m
堤体積	四〇〇、〇〇〇m ³
(二) 貯水池	
集水面積	二一七・四km ²
湛水面積	三・三km ²
総貯水量	八五、〇〇〇、〇〇〇m ³
有効貯水量	七九、〇〇〇、〇〇〇m ³
(三) 水没概要	
水没家屋	約四七〇戸
宅地	二五ha
畑地	一五五ha
山林	一〇〇ha
公共施設	一〇ヶ所
発電所	二ヶ所
道路関係	国道一七九号
県道	箱湯原線等

は、解決協議会に発展し、国、県との交渉権を得るにいたり、総てが町行政を頭越しに話し合いの場を作り、国、県もそれを助長して来たからである。

◆このような闘いの明け暮れに過疎が過疎を招き後継者の不足と、全国的な農業離れの風潮の中での世代反映もあって、団結を誓った同志も集団で、或いは単独で同盟を離脱して、離れ離れになったが、いまだに、ダムに対する阻止同盟の考えは間違いなかった事を自負し、全国の皆さんに訴える機会をいただき感謝します。

以上

(吉井川総合開発事業苦田ダム調査協定書)

協 定 書

建設省が起業した吉井川総合開発事業の苦田ダム調査について、建設省中国地方建設局長小林元椽(以下「甲」という。)と岡山県苦田郡奥津町長伊丹哲男(以下「乙」という。)との間において、岡山県知事加藤武徳ほか3名(以下「立会人」という。)の立会のうえ双方、誠意をもってこれを履行するため、つぎの事項について協定する。

第1条 乙は昭和42年度以降の予備調査の実施について積極的協力はできないが、地元住民が妨害することのないよう努力する。

(注)第1条の予備調査とは、全般的予備調査のうち、本えん堤予定地の試錐(ホールディング、以下同じ)。

物理探査、試掘および表土剣を実施する範囲に限るものとし、鳥越副えん堤予定地については、五本程度の試錐(岡山県苦田郡鏡野地区を含む。)に止むるものとする。

第2条 甲は、将来建設に関する実施調査の必要があるときは、乙と事前に十分協議のうえ、乙の承諾なくしては当該調査を実施しないものとする。

(注)第2条の乙の承諾とは、町民の総意がダム建設賛成の方向にむかい、少なくとも旧苦田村地区在住の町議会議員全員の賛成を含む奥津町議会の賛成決議を背景とすることを意味する。

この協定締結の証として、本書6通を作製し、甲、乙および立会人の署名、押印のうち、各自1通を保有するものとする。

昭和42年4月17日

建設省中国地方建設局長

甲 小林 元 椽 印

岡山県苦田郡奥津町長

乙 伊丹 哲 男 印

岡山県知事

立会人 加藤 武 徳 印

岡山県苦田郡奥津町議会議長

立会人 友保 撰 治 印

苦田ダム建設阻止期成同盟会委員長

立会人 岸 川 忠 雄 印

岡山県苦田郡奥津町

立会人 牧野 英 一 印

苦田ダム問題の経過のあらまし

岡山県3大河川の一つ、吉井川は、その本流の源を苦田郡上斉原村に発し南流して奥津町、鏡野町を貫き、流れを東に向けかえて津山市域を潤し、東北から流下してきた加茂川を合わせたあと、吉備高原を深く刻み込みながら柵原町を貫流し、同町の南縁（飯岡地区）で東北から流れ下ってきた吉野川を合わせ、ひきつづき吉備高原を刻みながら吉井町・佐伯町を流れ、和気町に至って東から金剛川を合わせ、熊山町・瀬戸町を経て備前市の西端をかすめ、ここから岡山平野東部に位置する長船町・邑久町・岡山市西大寺地区を貫流して児島湾の東端に注ぐ。

上にみるように吉井川の流域・沿岸には、河川として規模を同じくする旭川にとっての岡山（旧来の岡山市）、高梁川にとっての倉敷にあたるような規模の都市あるいは工業地域はない。しかし夙に「広域利水」がいわれてきたわが国で大型ダムが未だつくられておらず、それゆえに高い開発効率を秘めたこの川を、ダム起業者が放置しておくはずがなかった。そして、2つの大型ダムが計画されたが、いずれも住民の強力な反対運動に遭って実現していない。1つは佐伯ダム計画で、1958年から1960年にかけて科学者集団の支援も得ながら続けられた柵原・吉井・英田3町住民の連帯による闘いによって、立ち消えとなった。次に苦田ダム計画は、1957年いらい37年にわたって粘り強い反対運動がつづいている。

苦田ダムの計画が初めて一般の人々に知らされたのは、1957年11月18日付けの山陽新聞によってであった。当時の構想では、事業費59億円をかけて有効貯水量3000万m³のダムが建設され、そのために住宅350戸と田畑150haが水没させられることになっていた。この報道に接して旧苦田村会議は11月22日、満場一致でダム反対を議決し、その日のうちに村民大会も開かれて、その場で以後30年間にわたる反対運動の主役となる「苦田ダム建設阻止期成同盟会」（以下、阻止同盟と略称）が結成された。

苦田村は、1959年4月1日、羽出村・奥津村と合併して奥津町となるが、それに先立つ3月9日、3村会議は合併の同時決議に当たり、この合併の条件として新町あげて苦田ダム阻止を基本方針とすることを宣言し、さらに新町発足後の6月29日には「奥津町苦田ダム阻止特別委員会条例」が制定されて苦田ダム阻止は「町是」となつた。これにたいして1961年3月には津山市・鏡野町・久米町の各議会が苦田ダム建設要望を決議し、1964年11月には吉井川流域15市町村の首長が一堂に会して、「苦田ダム建

設促進期成会」を結成する。翌1965年1月から3月にかけて建設省中国地方建設局（以下、中国地建と略称）は、土地収用法に基づく調査を行なおうとしたが、町民の拒否や阻止同盟の抗議行動に遭ってこれを断念した。地元側はその後も調査拒否の闘争態勢をとり続けて2年を経過し、1967年2月には両者激突寸前の状況も生ずるにいたったが、河川敷内でのボーリング調査の容認など一定の妥協が成立したあと、4月17日、岡山県庁で、知事（加藤武徳）・奥津町議会議長（友保摂治）・阻止同盟委員長（岸川忠雄）および牧野英一を立会人として、中国地建局長（小林元象）と奥津町長（伊丹哲男）との間に次のような協定書が取り交された。

- ① 昭和42年以降の予備調査実施については町長は積極的協力はできないが、地元住民が妨害することのないよう努力する。
- ② 地建局長は将来建設に関する実施調査の必要のあるときは、町民と事前に十分協議のうえ、町長の承諾なくしては調査を実施しない。
この協定書は、その後長く町と阻止同盟にとって重要なよりどころとなった。

くだって1977年10月、岡山県は吉井川下流17市町（現在の吉井川広域水道企業団の構成団体）に呼びかけて「苦田ダム問題協力会」（会長＝岡崎平夫・岡山市長）を結成させ、翌1978年12月には同協力会の資金を財源として、水没予定者に対し1世帯当たり100万円（無利子）を、上記の実施調査への同意を条件に、「移転先選定資金」の名で貸付け始めた。

この協力会は1979年5月末、「吉井川水源地域対策基金」に改組される。これに50日ほど先立って（4月10日）、県は津山振興局に、黒瀬副知事を長とし126人の職員を擁する「苦田ダム対策本部」を設置した。この1979年度は、県が直接の起業者たる建設省よりむしろ前面に出ながらダム実現への態勢づくりを大きく進めた年であったように思われる。

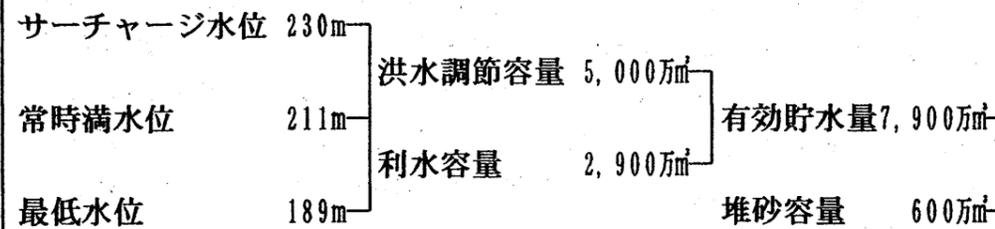
1981年度にいたり、ついに国の予算に苦田ダム建設費が計上され、4月6日、建設省苦田ダム工事事務所が発足する。そして、同年7月に国土研と中国地建との対照的な苦田ダム・アセスメントが発表され、9月には県議会が建設省の苦田ダム基本計画に同意を与え、翌1982年3月にいたり同ダムは「水特法」の指定ダムに指定された。ここでいわば国家意志として法的に確定された苦田ダム基本計画の内容は、ほぼ次のとおりである。

堰 堤

	第1堰堤	第2堰堤
位 置	苦田郡奥津町久田下原	苦田郡久田下原・鏡野町塚谷
形 式	重力式コンクリートダム	ロックフィルダム
堤 高	74m (堤頂の標高234m)	33m (堤頂の標高235m)
堤頂長	235m	270m
堤体積	360,000m ³	400,000m ³

貯水池

集水面積	217.4km ²	
湛水面積	3.3km ²	総貯水量 8,500万m ³



ダムのはたらき

洪水調節	流 入 量	2,700m ³ /秒
	調 節 量	2,150m ³ /秒
	計画洪水量	550m ³ /秒

利 水 河川の正常な機能の維持 利水容量のうち 400万m³をあてる
 都市用水 42万m³/日を供給利水容量のうち2,500万m³をあてる

没予定地域の土地利用は著しい制限を受けることとなった。また8月には、この水没予定地域のダム賛成派住民（「苦田ダム地権者協議会」などのメンバー）の家屋・土地への立入り実測調査を開始した。

これらはダムづくりに必要な法的手続きとして進められるものであるが、これに加えて県当局は同年以降いわゆる「行政圧迫」を一段と強めてくる。

これは3割自治といわれるような一般的状況のもと町の事業の多くが国や県の補助事業として行なわれているなかで、こういった事業の実施に必要な手続きをすすめる権限を握っている県が、その権限を“活用”して奥津町の必要とする事業の実施に必要な手続きをなかなかとせしめず、ぎりぎりまでこれを延ばして町を困らせる、というやり方である。一貫してダム阻止派を町長に選んできた奥津町民にたいする「みせしめ」とも言える。

こういった圧迫は、水没予定地区で行なわれる事業については———そこでも「河川予定地」指定以前ならば法的には事業実施に不都合はないはずであるが———早くから加えられたが、1981年度には羽出地区の土地改良事業など非水没地区の事業にもこの種の圧迫が加えられるようになっていた。

そして1982年度に入ると、奥津溪谷の町営レストラン「大釣」の建設のための起債（事業費2億6000万円のうち1億4700万円）の認可の引きのばし、国庫補助の認められた災害復旧工事の承認手続きの放置、電源立地法交付金事業として着手された医療センター・教員住宅建設に際してその交付金交付決定の引き延ばし、等々の実態が生じている。

1982年8月16日、岡田幹夫・奥津町長は、このような圧迫のもとでは行政責任を果たせないとして辞表を提出したが、慰留されて1週間後にこれを撤回し、翌1983年4月の町長選挙にダム反対を掲げて出馬し、ダム賛成を掲げた2人の候補者を大差で破って当選する。これは本決まりとなった苦田ダム計画と「行政圧迫」にたいする奥津町民の明確な回答であった。

同年11月、県は苦田ダムの利水面の受け皿としての「吉井川広域水道企業団」の設置案をまとめ、関係市町に提示した。同案によればこの広域水道の水は高梁川すじの倉敷市にも送られることになっていたが、当然、水島工業地区の不況で水需要の減退している同市の行政内部や議会での議論を呼び起こすところとなり、翌1984年4月、倉敷市は同企業団への「当面不参加」を決定した。阻止同盟は他の市町にも企業団への不参加・非協力を訴えたが、同年11月、県と2市12町2企業団を構成団体として「岡山県吉井川広域水道企業団」が発足した。

翌1985年3月、建設省は、苦田ダム地建者協議会などダム賛成3団体に補償基準（平均してm²当たり墓地・宅地37,600円、田畑11,500円）を提示し、6月から補償交渉が始まった。この交渉は、前記提示額に

この基本計画の確定時点において、ダムは1989年度中に完成するものとされていた。当然、国や県の動きは強引さと慌ただしさを加え、水没予定地域は無論のこと、全奥津町の住民の営農・営業や生活に直接、深刻な影響を及ぼすようになってくる。建設省は先ず1982年2月、町域のうち標高234m以下の土地を「河川予定地」に指定する旨公示し、これによって水

12～18%を上積みした額で妥結し、1986年5月に正式調印が行なわれ、9月には個人別の補償交渉も始まった。

さらには県は1985年8月、「苦田ダム周辺地域振興実施計画」を発表した。これは奥津町の公共事業を全面的にこの「計画」の枠のなかに組み入れ、「水特法」による国庫補助率の若干の上積みとひきかえに、ダムの「周辺整備」の一部としてでなければ地域の生産や生活に必要な公共事業も認めないという仕組みをつくることによって、「行政圧迫」を合法化する役割を果たすものであった。こうして一層強まってきた県の圧迫と町議会内外のダム賛成派からの「突き上げ」に直面して、岡田町長は1986年4月、再び辞表を提出し、6月に町長選挙が行なわれたが、このときも町民は、ダム阻止派の坂手可甫（阻止同盟副委員長）を当選させた。これに対して県は、上記「苦田ダム周辺地域振興実施計画」を活用してさらなる「行政圧迫」——1986年度には、羽出地区圃場整備・国道179号線改良・羽出僻地保育所改装・県立津山高校苦田分校跡地払い下げのストップ・引き延ばし、1987年度にいたっては、町が「ダム周辺振興計画」を拒否していることを理由に、補助事業の全面凍結——を加え、坂手町長を辞職（1987年10月）に追い込んだのである。

坂手の辞職に伴って1987年12月に行なわれた町長選挙でも、やはりダム阻止派の日笠大二が当選した。日笠町長も1988年度の予算立案にあたり県が補助金を出さない場合を想定して2本建の予算案を準備するとか、かねて県が求めていた「ダム対策室」を設置するなど、苦渋に満ちた対応を強いられ、さらに県からダム建設を前提とした「奥津町長期振興計画」の策定を、これまでになく強く求められるようになった。

この圧力のもとで1988年8月、奥津町・県・建設省の各担当職員からなるプロジェクトチームが同計画の素案をつくり、これをうけて町議会は2ヵ月をこえる議論ののち、この長期振興計画を「ダム抜きには考えられない」ものとし、その策定については「町、（執行部と議会）が主体となり、県、国（建設省）と協議して進め、三者が合意した時点で成立する」ことに合意する。そしてこの「基本方針」は同年11月に開かれた「建設省・岡山県・奥津町行政連絡協議会」（1986年9月設置）で確認された。しかし、日笠町長は当選時の公約の立場にたちかえり、この「基本方針」について水没地区の合意が得られないことを理由に、長期振興計画の策定作業を中止することを、同年12月の町議会で言明した。これに対して県は「奥津町の当初予算のうち国や県の補助事業や奥津町関連の県事業の多く」を1989年度の県当初予算に計上しないという、これまでとは格段に露骨な「行政圧迫」の挙に出たのである。このため日笠町長は1989年8月辞表を提出し、1

0月の町長選挙でも、ダム阻止派の森元三郎が当選した。

県は1978年6月くらい、不定期継続発行の宣伝ビラ「苦田ダム—あなたと私」を地元で各戸配布し、ダムの“必要性”などを説いてきたが、日笠町政発足後なお日の浅い、1988年3月31日発行の73号では、水没予定470戸中221戸が補償契約に調印したことなどを告げたあと、次のように呼びかけている。

「（財）吉井川水源地域対策基金では、ダム建設により水没される世帯に対して5百万円の協力感謝金（国の補償とは別のも——引用者）を交付しています。

この協力感謝金は、苦田ダム建設に対する「早期ご協力」に対し感謝の意を込めて交付されているものです

従って、ダム建設に早くからご協力いただいている地権者の方と、これから先にご協力をいただくこととなる方が同じ5百万円では公平とはいえません。また、この協力感謝金は、岡山市や津山市など、下流市町の住民の方々の負担によって交付されていますから、いつまでも同じ5百万円の交付を続けることを理解してもらうことは難しくなっています

このようなことから、基金では、新年度から協力感謝金を減額する予定になっております。-----（中略）

水没地権者の皆様には、「補償基準のアップはなく、協力感謝金は減額になる。」という点も十分認識され、一日も早く生活再建に取り組まれるようお願いいたします。」

上に引用した文章は、県が、三たびダム阻止派を町長に選んだ奥津町民によくよく業を煮やし、また行政上の初歩的なモラルさえ失っていることを、十分に窺わせて余りあるものと言えよう。

1990年2月、苦田ダム建設基本計画が変更され、完成年度は当初計画から10年延期の1998年度に、事業費は当初の880億円から53%増の1,350億円になった。

森元町長は1990年4月、ダム建設を前提とした町政への転換を表明し9月に町振興整備計画案づくりに着手すると言明した。かくて、1991年8月奥津町は国・県に「奥津町地域総合振興計画案」を提出し、国・県・町の三者で構成する行政連絡協議会の協議、調整を経て、1993年1月に「奥津町地域総合振興計画・行政連絡協議会調整案」（以下、調整案と略称）（306件、総事業費1,370億円、10ヵ年計画）を発表した。

同年10月の任期満了に伴う町長選で森元は落選し、新人のダム推進をかかげる石田守が町長に選ばれた。

石田新町長の下で町は、1994年5月に調整案の見直し案（303件、総事業費1,401億円）を作成し提出した。

このような、町政のダム建設容認の転換のなかで、ダム建設やむなしとあきらめて阻止同盟からの脱落が相次ぎ、あくまでもダム建設阻止の決意のもとに阻止同盟にとどまるのは、16世帯である。

去る、7月26日にはダム建設に伴う移転世帯が、町に所有していた町有林などの権利を放棄するかわりに、それに対し権利移譲料、放棄料などを支給する覚書の調印が町長と町内各団体代表の出席のもとに行なわれた。

8月4日には、5月に町が提出した調整案の見直し案につき協議の結果、調整案に3事業、15億54万円を上積みすることで妥結をみるにいたり、8月29日、臨時町議会で「ダム阻止特別委員会条例」の廃止を議決した。さらに国、県、町の間で「ダム建設事業に係る基本協定書」を締結し、「町長の承諾なしにはダム建設にかかる調査をしない」とした「吉井川総合開発事業苦田ダム調査協定書」を失効させ、ダム促進に大きく道を開いた。これから県は、「水特法」に基づく苦田ダム水源地域整備計画案の作成に入ることになる。

苦田ダム建設計画が発表されて以来、37年間、町ぐるみで闘われてきた建設阻止の運動もいよいよ正念場を迎えている。

見直し機関検討委員会報告

大規模公共事業見直し機関草案

特に水源開発に関して (案)

1994年9月17日

はじめに (経過をふくめて)

私たち水源開発問題全国連絡会が問題としている水源開発計画・事業の多くは20~40年も前に計画されたものであり、当時と現在とでは社会状況が大きく変化をし、その必要性そのものが現在では希薄もしくは皆無になっている。このような状況にもかかわらず、計画は様々な利権のためにのみ今日も生き残り、地域社会と自然を破壊している。

私たちは、無用なばかりか水源開発予定地の生活と自然を根底から破壊する水源開発計画・事業に対して地域で反対運動をおこなってきた。しかしこれらの計画・事業が国の基本計画に関連しているため、地域の関係機関では私たちが提起している問題に対応する当事者能力を持ち合わせていなかった。そればかりか建設省も、既定の計画が「民主的」手続きを経ているから、として計画の見直しには応じることなく既定の計画を事業化することに固執してきた。建設省のいう「民主的」手続きがいかに虚構に満ちたものであるかは、これまで水源開発問題全国連絡会が明らかにしてきた通りである。

建設省などの事業者は、水源開発予定地住民の疲弊を意図して様々な方策を取り、ただ一部の利権集団の利益のための水源開発が続けられている。その結果として、地域社会と自然の破壊が止めどもなく続き、一方で、途方もなく巨額な税金が浪費される、と私たちは判断した。地域社会と自然が、希薄な根拠しかない計画・事業の犠牲になること自体、決して許されないのはいうまでもない。

根拠が希薄、もしくは皆無となっている水源開発計画・事業を根本から見直すことを私たちは国に求めた。昨年(1993年)12月、私たちは建設大臣(五十嵐広三氏)との話し合いを持つことができた。この話し合いの中で大臣は、水源開発計画を含めた大規模公共事業について第三者機関を設けて見直す必要があること、水源開発問題の話し合いに応じること、情報公開を前向きに検討すること、を認めた。同時に建設大臣は、大規模公共事業の見直しが必要であることを細川首相、武村官房長官、石田総務庁長官に話したところ、三者とも気持ちの上では同感であったことを明らかにした。

本年(1994年)2月には見直し機関の設置を求める緊急集會を開き、建設省、国土庁、環境庁に対する要請行動をおこなった。各政党にもこの集會に参加することを呼び掛け、数名の国会議員の出席を得た。しかしそれ以降、一部国会議員の積極的な動きがあるものの、政府においては、見直し機関についての検討がなされていない。

以上の状況を踏まえ、私たちは水源開発問題全国連絡会として「見直し機関」のイメージを具体的なものにするために、「見直し機関検討委員会」を設置し、本年5月31日から検討を開始した。

見直し機関検討委員会は1994年5月31日、6月13日、6月30日、7月7日、7月21日、8月5日、8月22日、9月9日の合計8回開かれた。この検討会は私たちが運動体の有志が中心になったが、労働組合、弁護士、大学教授、国会議員秘書、政党内閣関係者など広い範囲の有志の助力も得ている。

基本的考え方

1、見直し機関検討委員会の役割と「草案」の位置付け

見直し機関は公共事業すべてに関連するが、検討委員会としては、水源開発事業計画に限って検討した。見直し内容(対象・事項・方法など)、見直し機関の構成、組織上の位置付けかた、などについて具体的な構想を提示することとした。

この検討結果を水源開発問題全国連絡会の総会にはかり、水源開発問題全国連絡会としての「草案」とする。

水源開発問題全国連絡会の「草案」を市民、地方自治体、政党、国会、政府などに提示する。水源開発問題全国連絡会はその実現を追求する。

2、「草案」の概要

- 見直し機関の位置と基本的な役割・権限
 - 内閣総理大臣直属の行政委員会とする。
 - 案件に対して調査・審議を行い、申し立て受け付けからおおむね6ヶ月以内に勧告内容を明らかにする。
 - 見直し機関は申し立て者と事業計画者双方の話し合いの場を保障する権限と義務を持つ。話し合いは公開でなければならない。
 - 見直し機関は関係機関に情報開示を求め、権限と情報周知の義務を持つ。
 - 勧告が必要と認められた場合は、内閣総理大臣に当該案件にかかわる事業計画について、中止、縮小・変更、凍結の勧告をする。^{お、お城のふんてい}
 - 内閣総理大臣は、見直し機関から勧告を受けた場合は、直ちに当該事業の一時凍結を指示したうえで、勧告内容の具現化を指示しなければならない。
- 見直し機関の構成
 - 機関としての意思決定をする委員5〜7名を置く。^{小野} ~~内閣総理大臣の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する。~~
 - ~~分野別専門委員会を置く。~~ ^{常任専門委員と案件別専門委員から成る。常任専門委員は国会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する。案件別専門委員の半数は申し立て者が推薦するものを、他の半数は事業計画者が推薦するものを内閣総理大臣が任命する。}
- 見直しの対象
 - 見直し対象は規模、事業の進捗状況等にかかわらず、国費負担がされるすべての水源開発事業計画とする。
 - 見直し対象は見直し機関が独自に決定するものほか、申し立て者からの申し立てを受け、一定要件が備わっていればこれを受理しなければならない。
- 調査・審議・判断事項
 - 特に当該事業計画の必要性の有無、若しくはその程度
 - 上記に付随し、当該事業計画について、計画廃棄、縮小・変更、凍結、もしくは継続の判断
- これからの課題
 - 勧告内容を具現化するための、既存関連法の改定、新たな法律の策定
 - 新たな公共事業、とりわけ水源開発事業計画に関する基本的法律の策定

見直し機関の組織概念

内閣総理大臣直属の行政委員会

委員 5〜7名

合議により、機関の意思を決定

国会の推薦に基づき、内閣総理大臣

専門委員（部会別）

実質的な情報収集・調査、情報公開、
の案の作成

が任命

話し合いの幹旋、審議、見直し結論

~~常任専門委員~~

~~国会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命~~

案件別専門委員

案件ごとに、事業者推薦委員、申し立て者推薦委員、同数を内閣総理大臣

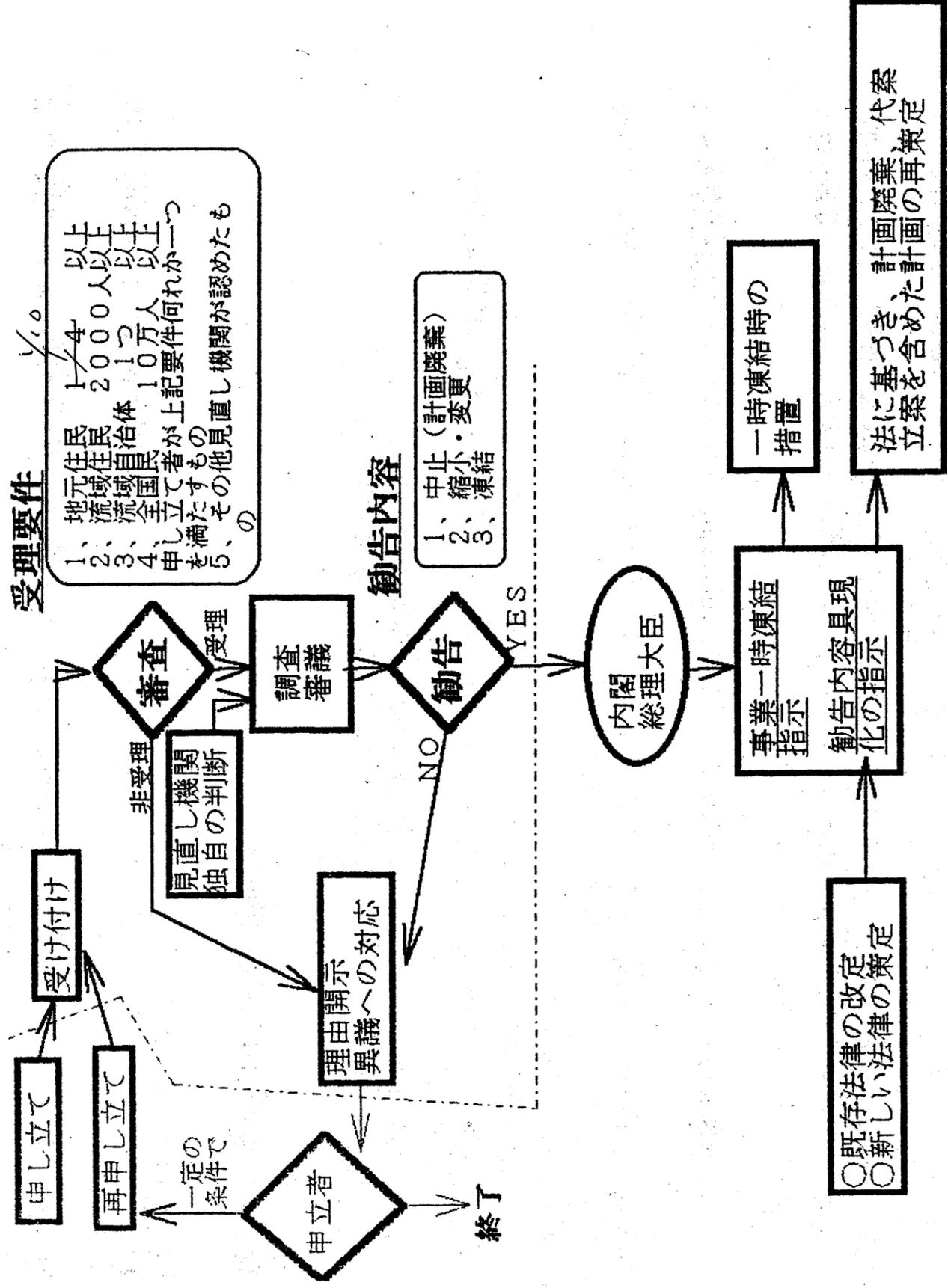
が任命

一つの案件については、その案件を担当する常任専門委員と、案件ごとに任命される案件別専門委員が合議により運営するとともに、見直し結論の案を作成する

事務局

実務を担当

見直し機関の作業概念図



大規模公共事業見直し機関の草案

——特に水源開発事業に関して——

1994年9月17日

水源開発問題全国連絡会見直し機関検討委員会

大規模公共事業には水源開発事業の他に、幹線道路建設事業、空港建設事業、流域下水道事業など、様々なものがあるが、ここでは水源開発事業を例にとり、見直し機関のあり方を考えることにする。

1. 見直し機関の役割と位置づけ

(1) 役割

水源開発事業はいくつかの法律に基づく手続きを経て計画され、実施されている。関係する法律としては、国土総合開発法、水資源開発促進法、水資源開発公団法、河川法、特定多目的ダム法、水源地域対策特別措置法、等々があり、それらの法律に基づいて関係行政機関との協議や都道府県知事、利水団体の意見聴取等が行われている。

このように水源開発事業が様々な法的手続きを経たものであることを考えれば、見直し機関が、水源開発事業の中止等を決定する超法規的な機関にはなりえない。見直し機関はあくまで総理大臣に対して見直しの結果に基づき、事業の中止等を勧告する機関にとどまる。

もちろん、総理大臣がこの勧告を尊重することを見直し機関設置の法律に明記する必要がある。総理大臣はこの勧告を受けた後、事業の中止または凍結、縮小変更が可能となるように、上位計画の再策定を行い、その上で、一連の法的手続きを経て事業の中止等を決定することになる。これらの手続きを進める前提として既存法律の改定と新しい法律の策定が必要となることが考えられるが、この関係法の整備についても、官僚にまかせるのではなく、住民側でその内容を検討し、関係議員の協力を得て議員立法の形で提案していくべきである。

(2) 見直しの内容

大規模公共事業の問題は大きくは二つに分けられる。一つは計画が立てられた当時と状況が変わり、事業の必要性そのものがなくなってきたことであり（策定当時から必要性の

希薄な事業もあるが）、もう一つはその事業により、生活や環境、生態系等が大きな被害を受けたり、災害誘発の危険性がもたらされることである。

本来ならば、この二つの問題を比較考量した上で事業推進の是非を検討すべきであるが、各事業について後者の問題を検討し、結論を出すことは裁判と同程度の長い時間と大変な労力を必要とするため、後者を見直し機関の検討対象とすることは困難と考えられる。後者の問題は環境関連の法律を整備した上で、裁判に委ねる方策を考えるべきである。したがって、見直しの内容は前者の問題、すなわち、事業の必要性の問題だけに限定せざるをえない。

なお、以上の点で、見直し機関設置の推進と並行して、議員立法による環境関連法の制定を進めることも必要である。具体的には次の法整備を進めるべきである。

- ① 縦割行政の弊害を排し、環境に配慮した水系管理法の制定（イギリス、フランスなど）
- ② 種の保存法（例、アメリカ「絶滅の危機にある種の法」）など、地域の生物、自然環境の保全を義務化する法の整備
- ③ 計画段階での代替案の十分な検討、住民参加を保障したアセスメント法の制定
- ④ NGOの提訴権を認めるなど、幅広く原告適格を認める法整備

(3) 見直し機関の位置づけ

見直し機関による検討の過程に、各省庁の意向、官僚の思惑が少しでも絡むことはあってはならない。各省庁の意向が絡めば、事業の推進にブレーキをかける結論には決してなりえない。その点で、見直し機関は各省庁とは独立した、総理大臣直属の機関でなければならない。

見直し機関と同様な機関として前々内閣の時に設置されることになっていた行政改革推進委員会がある。見直し機関はこの委員会と同様な形でつくられるものと考えられる。

●行政改革推進委員会の形態（新聞報道による）

- ・役割：規制緩和推進計画案の策定とその実行の監視、情報公開法の法案要綱の策定等
- ・組織：総理大臣直属の機関として設置
- ・権限：総理大臣及び総理大臣を通じて各閣僚に対して勧告することができる。
各省庁、地方自治体、特殊法人などに対する調査権をもち、積極的な調査と審議を行う。
- ・構成：民間有識者3～7人程度、委員は国会の承認人事とする。

(4) 緊急性

水源開発事業により、生活や環境が存亡の危機にさらされているところが少なくなく、

今すぐにも、見直し機関により事業推進の是非が検討されることが望まれている。この点を踏まえれば、法制度の変更は長い年月を要するから、それを前提とした見直し機関の存在は現段階では考えるべきではない。現在の法制度がもつ問題の是正と本来あるべき法制度の確立は議員立法で時間をかけて順次進めることにし、当面は法制度は現状のままとして、見直し機関は(3)で示した行政改革推進委員会と同様、直ちに設置することが可能な勧告機関とすべきである。

2. 見直し機関の構成

公害等調整委員会を参考して、見直し機関の組織を次のように設置する。

- ① 機関としての意思を決定する5~7名の委員をおく。委員は国会の推薦に基づき、総理大臣が任命する。
- ② 分野別に専門委員をおく。専門委員は常任専門委員と案件別専門委員からなる。常任専門委員は国会の推薦に基づき、総理大臣が任命する。
- ③ 案件別専門委員の半数は見直しを求める者が推薦するものを、他の半数は事業者が推薦するものを総理大臣が任命する。
- ④ 事務局として公害等調整委員会と同程度のものを設ける。

〔公害等調整委員会の組織〕

- ・委員長および委員6人：両議院の同意を得て、総理大臣が任命する。
- ・専門委員：専門の事項を調査させるため、30人以内で置くことができる。委員会の申し出に基づき、総理大臣が任命する。
- ・事務局：事務局長、次長、総務課、審査官9人

3. 見直しの対象の選定

(1) 事業主体、事業費、進捗状況について

1) 事業主体

水源開発問題全国連絡会の参加団体が反対している水源開発事業は、事業主体が国のものもあれば、水資源開発公団のものもあれば、都道府県のものもある。都道府県が事業主体のものには国から多額の補助金が支出されている。したがって、見直しの対象には国、水資源開発公団の事業だけでなく、国の補助金が支出される地方自治体の事業も含めるべきである。

2) 事業費の規模

ダム年鑑1993（日本ダム協会）の数字を使うと、全国連絡会参加団体が反対している水源開発事業の事業費は100億円レベルから何千億円まで及び、事業費の規模は様々である。また、事業費は度々改定が行われ、増額されるものであるから、一定のものではない。これらの点を考えると、事業費の規模にかかわらず、見直しの対象とすべきである。

3) 事業の進捗状況

全国連絡会参加団体が反対している水源開発事業の進捗状況も様々である。調査中のものもあれば、工事中のものもある。また、進捗状況は事業の捉え方によっても変わる。長良川河口堰は堰だけを見れば、完成間近であるが、利水事業全体としての進捗状況は1/4~1/3である。したがって、事業の進捗状況にかかわらず、見直しの対象とすべきである。

(2) 選定の方法

見直しを数多くの水源開発事業全体に対して一律に行うのは、その数の多さから言って非常に長い時間と大変な労力が必要となり、現実的ではない。やはり、住民の異議申し立てのある事業を中心に、見直しを行うべきである。そうした方が住民の主体性が必要となって住民運動を広げるきっかけとなり、住民の目が事業に注がれるようになる。

具体的には次に示す条件の一つが満たされた場合、直ちに、その水源開発事業を見直しの対象とする。なお、一定数以上の署名数によって見直しの対象となる①、②、④の場合、署名を集めた代表者（複数）が見直し機関への申し立て者となり、申し立ての全責任を負う。

- ① 当該水源開発事業の地元（例えば、ダム水没地区のある市町村）で、事業の見直しを求める捺印入り署名数が一定数を超えた場合（必要に応じて住民票を添付）。この必要署名数は例えば、当該市町村の有権者数の1/4とする。
- ② 当該水源開発事業の流域において、事業の見直しを求める捺印入り署名数が一定数を超えた場合。この必要署名数は水源開発事業の流域面積との関係できめるか、または一定の数字（例えば2000人）とする。
- ③ 当該水源開発事業の流域における一つ以上の地方自治体から事業見直しの要求がある場合。
- ④ 流域の内・外を問わず、当該水源開発事業の見直しを求める捺印入りの署名数が一定の数を超えた場合。この必要署名数は例えば、10万人とする。

上記の他に、次の事業も見直しの対象とする。

ア. 見直し機関が独自に、見直しの必要があると判断した場合。

イ. 住民等からの異議申し立てが①～④の条件を満たさなくても、見直し機関がその申し立ての内容を検討して、見直しの必要があると判断した場合。

4. 事業の凍結について

(1) 一時凍結させる段階

水源開発事業により住民の生活と環境が危機にさらされている現状をみれば、見直しの対象に選定された段階ですぐに事業を一時凍結させることが望ましい。しかし、一定数の住民から異議申し立てがあるということだけで、事業の一時凍結までもっていくのはむずかしい。事業の一時凍結は見直し機関の結論が中止または凍結、縮小変更となった段階でなされるものであろう。しかし、見直し機関が検討している間に事業がどんどん進行してしまっは何にもならないので、見直し機関が申し立てを受け付けてから結論を出すまでの期間に、一定の時間的な制限（概ね半年間）を加える必要がある。

(2) 一時凍結となった場合の措置

① 受注会社との契約の問題

水源開発事業の工事がすでに進行している場合、事業が中止または凍結、縮小変更となると、受注会社との契約上の問題が生じる。しかし、役所の予算は単年度制であり、税収の変動等により予算のつき方が変わってくるから、事業の進行が遅れても、違反とはならない契約になっていると思われる。それゆえ、事業の一時凍結ならば、契約上の問題は生じない可能性が高い。見直し機関の勧告を受けて、事業の中止または凍結、縮小変更という決定がされた段階では、契約違反の問題が生じるが、その場合の違約金額は残りの事業費と比べればはるかに小さな額になるはずである。

ただし、ダム予定地では、ダム関連で道路整備などの公共工事が行われているから、事業一時凍結の後、全面的にダム関連工事を凍結するのではなく、続行すべき工事を地元住民が選択できるような制度をつくるべきである。

② 河川予定地の解除

河川予定地に指定されているため、家の増改築もできず、学校等の施設の設置もされず、生活の発展が阻害されている。よって、事業の一時凍結となった段階で河川予定地を解除する必要がある。

〔補〕 地元への被害補償

ダム計画によって地元が受けた精神的および経済的な被害に対しては、事業の中止または凍結という決定がされた後、事業主体や受益団体が正当な補償をすべきであり、それについても新たな法制度をつくる必要がある。

5. 見直しの手順

見直し機関は次の①～⑩の手順で見直しを行う。

- ① 見直し機関は当該水源開発事業に対して異議を申し立てる者（以下、申し立て者という）と、その事業を計画し、実施する者（以下、事業者という）の出席を求め、それぞれの主張を聞くとともに、両者の話し合いの場を保障する。
- ② 申し立て者は事業の見直しをする上で必要な資料の公開を見直し機関に求める。
- ③ 見直し機関は、②の資料の他に、同機関が見直しをする上で必要と判断する資料の提出を事業者に対して求める。
- ④ 事業者は見直し機関より求められた資料を提出しなければならない。
- ⑤ 見直し機関は事業者から提出された上記の資料を申し立て者に対し、公開する。
- ⑥ 申し立て者は事業の見直しに関し、上記の資料に基づいて新たに得た知見を見直し機関に対し、説明する。
- ⑦ 見直し機関は以上の経過を踏まえて事業継続の是非について^{全紙}検討する。*全紙は 12/19 250*
- ⑧ 見直し機関は申し立て者と事業者の出席を求め、両者に対し、検討結果の案を説明し、それに対する意見を求める。
- ⑨ 見直し機関は⑧の意見を参考にした上で、検討結果を決定する。
- ⑩ 事業の中止または凍結、縮小変更が必要という結論が出た場合は、見直し機関は直ちに総理大臣に対し、その旨を勧告する。この勧告は出された場合、当該事業は一時凍結され、その後、所定の手続きを経て、勧告の内容に沿った措置がなされるものとする。

上記の一連の見直し作業は原則として概ね半年以内に終了するものとする。ただし、概ね半年以内に最終結論を出すことが困難な場合は、見直し機関はその期間内に少なくとも見直し結果の方向性を見極め、それを明らかにすることとする。これにより、事業の中止、凍結、縮小変更の方向性が得られた場合、見直し機関は直ちに総理大臣に対して当該事業の一時凍結を勧告する。

なお、見直しの結果、事業継続という結論を出した場合においても、一定の条件の下に、当該事業を見直しの再対象とする道を残すべきである。

水源開発問題全国連絡会第一回総会宣言

二〇から四〇年も前に策定された水源開発計画はその根拠が現在ではまったく失われている。それにもかかわらず、計画は見直しされることなく存続し、事業化が進んでいる。

根拠をまったく喪失しているにもかかわらず、計画が存続し事業化が強行されているのは、それに群がる利権集団の利益追求そのものであり、それを支えているのは政・官・財の癒着構造にはかならない。

水源開発予定地の地域社会は根拠から破壊され、その自然は見る影もなく破壊し尽くされている。建設省をはじめとした水源開発事業者と、利権集団に支えられた知事を代表とする地方自治体は事業計画執行を目的に、水源開発予定地住民と自治体(村・町)に執拗な攻撃をかけている。地域振興を水源開発承諾と取り引きする、地域住民を手段を選ばぬやり方で分断する、十分な理解が得られる前に河川予定地指定を行い地域住民の生活を根拠から脅かす、これらの攻撃は不当極まりないものである。それは地域住民が疲弊するのを待つというやり方で、人権無視としか言いようがない。

私たちは本日の総会でこれらの事実が全国各地で行われていることを確認した。これは昨年一二月に五十嵐建設大臣が、また、本年七月に野坂建設大臣が私たちとの話し合いで明らかにした方針、すなわち、
① 水源開発計画を含めた大規模公共事業について第三者機関を設けて見直しする必要があること
② 水源開発問題の話し合いに応じること
③ 情報公開を前向きに検討すること
とまったく乖離しているばかりでなく、逆行しているといわざるをえない。大臣の意向に逆行し、なんら反省することなく事業化を強硬に推進している建設省などの事業体を私たちは怒りを持って糾弾する。

このような状況を克服することが私たちの課題である。

その一つとして私たちは「大規模公共事業見直し機関」草案を本日策定した。これを多くの人に明らかにし、世論を巻き起こす中で国の法律として策定されることを、そしてすみやかに見直しが行われることを目的とした運動を展開することを決意する。

その二つとして、全国的な小雨→渇水→水不足→水源開発策動を批判しなければならない。全国的な小雨と酷暑は自然現象として認めるしかない。今年の小雨・酷暑は五〇年に一回ともいわれている。しかしそれを渇水・水不足・水源開発とつなげることは大きな過ちである。今回の全国的な渇水、水不足はこれまでの水政策が誤りであったことを示すものである。

すなわち、水道の広域化政策による水道水源の一元化が各地の既存水源放棄を引き起こしていること、一元化に伴い地域自治体が水政策にたいする当事者能力を喪失していること、水源になっていくダムや運河が建設省に任されているのをいかに意図的ともいえる過大放流が全国的に行われていること、節水施策がまったくといっていいほど採られていないこと、等々が今回の渇水・水不足の根本原因である。

今回の渇水・水不足から私たちが学ばなければならないことは右記のことを認識することであり、それに対する真摯な取り組みを本気で開始することである。水源開発を叫ぶのではなく、水政策に住民一人一人が水源自立の意識を確立し、自分達で責任がもてる生活様式を確立できるように地域の政治と国の政治を変えることを私達私たちは全国に呼び掛ける。

水政策は自治の主要な原点の一つである。自分たちの生活に責任を持つことを目的に、自治の意義がある。水源や治水対策をよそに求め、地域社会と自然を根拠から破壊することは許されることではない。ましてその目的すら希薄になってしまった計画に様々な理由をこじつけて強行することを私たちは許すわけにはいかない。政・官・財の構造的癒着に支えられた、利権者集団の利益追求のみが自己目的とされている水源開発、私たちはこれがなくなるまで徹底して闘うことを宣言する。

一九九四年九月一七日

水源開発問題全国連絡会第一回総会

ダム阻止は人間の尊厳を守るたたかいでもある
— 苫田ダムの不必要性と奥津町民37年間のたたかい —

1994年 9月18日 奥津で 森滝健一郎

長良川河口堰の場合と問題の本質を同じくする水資源開発事業が、いま岡山県3大河川の1つ、吉井川の上流で強行されています。ただ長良川がダムのない清流として広く全国に知られ、そこでの河口堰建設に反対する運動が、いわば国民的共感を呼び起こしているのに対して、この吉井川・苫田ダムの問題の“知名度”は、岡山県内ではともかく、全国的にはきわめて低いまま今日に至っています。ダム起業者の建設省や、それ以上に岡山県当局が、後にみるような、ほとんど恥知らずと云ってよい手口で事業を進めてくることができたのも、1つには恐らくそのせいと言ってよいでしょう。だからこそ、今ここで開かれている全国集会を、この苫田ダム建設事業の不必要性・不当性を、全国各地で同じたぐいの開発事業に反対して闘っている人達に、また広く国民の間に伝えていく場にしなければならぬと、私は思います。

このダムの建設計画が初めて一般の人々に知られたのは、1957年11月18日付の『山陽新聞』によってであります。当時、その建設を必要とする主要な理由としてあげられたのは、食糧増産をめざして農業用水の供給を増やすため、ということでありました。そのような“理由づけ”が食糧需給の緩和とともに説得力を失ってくると、今度は、吉井川下流部 — 同じ県南部でも高梁川・旭川下流部に比べて工業生産の少ない地域 — の工業化の基盤づくりのための工業用水の開発の“必要性”が強調されるようになりました。ところが工業用水の回収率=再利用率の上昇、加えて石油危機を契機とする高度成長の破綻、それ以降における用水多消費型工業の地位低下により、1973~74年以降、工業用水需要は全国的にも岡山県内でも減少の一途を辿るところとなって、この面でもダムづくりの“根拠”は無くなってしまいました。

そこで今や苫田ダムの“必要性”は、利水面では殆どもっぱら、上水道用水の供給を将来にわたって確保する、というところに求められるようになったわけです。1981年9月に岡山県議会が「特定多目的ダム法」に基づき同意を与えた建設省の「苫田ダム基本計画」によれば、このダムの有効貯水量は7900万 m^3 、そのうち洪水調節容量が5000万 m^3 、利水容量が2900万 m^3 で、後者のうち「河川の正常な機能の維持」に当てられる400万 m^3 を差し引

いて2500万 m^3 が「都市用水」ぶんの容量とされ、それによって保証される1日当たり供給量42万 m^3 のうち工業用水向け2万 m^3 を差し引いて40万 m^3 が上水道用水に当てられることになっています。この日量40万 m^3 の「受け皿」として、1984年11月、「吉井川広域水道企業団」が設立されました。この企業団は、苫田ダムを水源とし岡山市など3市16町を給水対象とする水道用水供給事業（上水道用水の“卸売”に当たる事業）を行う経営主体として設立されたものです。

この吉井川広域水道の給水地域は、吉井川流域に含まれるか隣接する市町に限られていますが、はじめ岡山県当局は高梁川下流域の倉敷市をも給水対象に含め、同市に日量12万 m^3 余の水を引き取らせようとした。上記の3市16町だけでは新規に供給される日量40万 m^3 — ちなみに、この19市町の現有の水道（簡易水道等も含む）の1日当たり給水能力は合計45~46万 m^3 程度で、これに“苫田ダムの水”40万 m^3 を加えると一挙に倍増することになります — を到底“消化”できないことが明らかだったからです。ところが倉敷市が広域水道への加入を拒絶したことから、その割当予定水量にほぼ等しい量を県が「調整水量」の名で“ひっかぶり”、残余の日量28万 m^3 弱を19市町に割当てることとして企業団を発足させたわけです。

工事の具体的段取りとして、第1期事業で1994年度までに給水能力日量108400 m^3 の広域水道を完成させ、2004年度完成の第2期事業により施設の能力を第1期完成のものにあわせて最終目標の日量40万 m^3 に高める、というマスタープランが1986年3月に策定されました。その後、この水道用水供給事業のマスタープランは、3回にわたって変更されます。第1回変更（1990年6月認可）では、岡山市から吉井川広域水道企業団に日量45000 m^3 の水利権が譲渡され後者の計画給水量が名目上その分増やされました。第2回変更（1992年2月認可）は、吉井川水系の水道用水供給事業に加えて、高梁川水系の2つのダム（高瀬川ダム・三室川ダム）を水源とし同水系の2市4町1村を給水対象とする広域水道を計画し、両者を合体させ、それに伴い「岡山県吉井川広域水道企業団」を「岡山県広域水道企業団」に名称変更するというものでした。第3回変更（1993年4月申請）は、吉井川水系の津川ダムに係る日量9500 m^3 の水利権を広域水道企業団が譲り受けて計画給水量をその分増やそうというものです。

第2回変更でつけ加えられた高梁川水系の新計画は、今のところ倉敷市を含まず、また吉井川水系の計画と同一の経営主体の下におかれたものの、施設系統をそれと合体させることになっているわけでもありません。しかし、その裏に、やがて倉敷市を新広域水道企

業団に参加させ、その市域で両系統を合体させ、そのことによって“苫田ダムの水”を倉敷市という“大きい胃袋”に“消化”させようという県の狙いがあることは、容易に想像できるところです。それを別とすれば、3回の計画変更を経てもなお、苫田ダムそのものに係る利水計画（給水量や給水対象地域）は、当初と変わっていません。

いずれにせよ、問題は、今後この地域（「岡山県広域水道企業団」の加入地域のうち吉井川系統の市町）で、新規にこれだけの水道用水需要が果たして発生するだろうか？というところにあります。たしかに近年この地域の大部分で、水道用水需要は著増してきましたが、それは1つには1970年代初め頃まで広く残されていた未普及地域に急速に水道が普及したこと、いま1つには水道原単位（給水人口1人当たり給水量）が増大してきたことによるところが大きかったのです。ところが最近に至って、一方では未普及地区の解消が進み、他方では、家庭用の水使用機器の普及が一巡したことや、事業所への節水機器の普及に伴って、多くの市・町で原単位が横這いしないし減少へと転じており、それらの結果として水道用水需要全体としても、増勢の鈍化あるいは横這い傾向を示すようになっています。従って、この地域で、今後なお水道用水需要の若干の増加をみるとしても、その増加量は、最終目標（のうち苫田ダム依存分）の日量40万 m^3 はおろか、第1期事業（のうち苫田ダム依存分）の日量11万 m^3 弱にさえはるかに及ばないでしょう。

県当局は苫田ダム建設の“必要性”あるいは“正当性”を「県政100年の大計」— 広島県を抜く「西日本の雄県」への成長 — に求めています。その「大計」実現の基本戦略としては、とくに瀬戸大橋をテコとする岡山市の中国・四国地方中枢都市への成長が指向され、それを可能ならしめる基盤として大量の新規水道用水源が求められることになるわけですから。それは広域水道の最終目標の水量、第1期事業の水量（正確にはそれぞれのうち苫田ダム依存分）のそれぞれ7割以上が県都・岡山市に割当てられているところにも窺われるでしょう。この「大計」それ自体、主観的願望にもとづく過大想定と言わざるをえませんが、かりにこの想定通りに水需要が増えるとしても、苫田ダム—吉井川広域水道に十分代わり得る既存の代替水源が岡山県南部にはあります。1つは日量80万 m^3 の給水能力を— 今年のような異常渇水の場合は別として — 擁しながら近年ずっとその利用率が50%程度、しばしばそれをさえ下回る年もある県営水島工業用水道であり、いま1つは日量10万 m^3 の給水能力のうち年々40%以下しか利用されていない岡山市営工業用水道です。これらの余剰水量だけで、苫田ダムによる水道用水開発量を大きく越えるのです。

現地・奥津町の住民をはじめ県民の間で以上の諸点が明らかにされてくるにつれて、県

当局は苫田ダムの治水上の役割を強調し始めました。たしかに上述のとおり同ダムの有効貯水量の3分の2弱は洪水調節容量によって占められています。しかし「総合治水」が言われる時代に治水の基本をダムに求める基本姿勢にそもそもの問題があり、また仮にダム依存の治水をやるとしても、いくつもの有力な支流をもつ吉井川水系の治水を本川のただ1つのダムに依存するのは余りにも愚かというべきであり、さらに、洪水発生の際の頻度や降水の流出率などからみて、本川上流部は、支流の吉野川あるいは加茂川にくらべてダムによる洪水調節の必要性ははるかに少なく、その点、吉井川水系全体の中で苫田ダムの立地は治水上きわめて不適切といわねばならないのです。

このように公共性の欠如したダムの建設は、必然的に反民主主義的な手法によって強行されることとなります。苫田ダム建設計画が表面化した1957年11月、水没予定地区の住民は間髪をいれず「苫田ダム建設阻止期成同盟会」を結成して闘いを開始、これを背景として自治体としての奥津町も、3村合併によるその発足から2か月後の1959年6月末には議会で「苫田ダム阻止特別委員会条例」を制定し、これによってダム阻止を“町是”としてきました。起業者や県当局は、この町是を敵視し、とりわけ県議会が建設省の「苫田ダム基本計画」に同意（1981年9月）して以降、県当局は町政に対して様々な“行政圧迫”を加えてきました。これは、いわゆる“3割自治”のもと町の公共事業の多くが国や県の補助事業として行われるなかで、それらの実施に必要な手続きを進める権限を掌握している県が、その権限を濫用して当該手続きを進めるのをサボることにより町を困らせる、というものです。それはダム阻止という町是に対する“みせしめ”に他なりません。

県はさらに1985年8月、水特法をタテにとって「苫田ダム周辺地域振興実施計画」を一方向的に策定し、地域の生産・生活に必要な公共事業もこの「計画」の一環としてでなければ— つまりダム建設を前提としてでなければ — 認めないという仕組みをつくり、“行政圧迫”を合法化しました。ここで岡田町長は抗議の意もこめて辞職（1986年4月）、そのあとダム阻止派から推されて当選した坂手町長も、上記「計画」を町が拒否していることを理由とする補助事業の全面凍結によって、1987年10月、やはり辞職に追い込まれました。そのあとも奥津町民は、阻止派の日笠町長を当選させましたが、県は同町長にダム建設を前提とした「奥津町長期振興計画」の策定を要求し、同町長は一旦その作業を開始したものの公約に立ち返って作業を白紙に戻したところ、県の1989年度当初予算に奥津町関係の事業費の多くが計上されないという報復を受け、町議会内のダム賛成派の突き上げもあって苦悩の挙句、同年10月これも任期半ばで辞任しました。

1989年10月29日、奥津町民は4たびダム阻止派を町長に選びました。この森元町長の当選に直面して県は「長期振興計画」の策定問題をひとまず白紙に戻し、ダム建設を前提としない「過疎地域振興計画」や「山村振興計画」に沿った他町村並の補助事業を奥津町で実施することとし、凍結していた補助金3.5億円弱の支出を認めるに至りました。こうして奥津町民は理不尽きわまりない“行政圧迫”をいったんははねのけたのです。

とはいえダム建設が白紙に戻されたわけでは無論なく、当局の不正なやり方にとどめが刺されたわけでもありませんでした。1985年3月に建設省からダム賛成地権者団体に提示され翌1986年5月に妥結をみた補償基準（提示額平均：㎡当たり墓地・宅地37,600円、田畑11,500円；妥結額は提示額に12～18%上積み）に基づいて、以後、建設省・県は水没予定世帯に悪徳“地上げ屋”まがいの攻勢をかけてきました。その“地上げ屋”的性格をいかに物語る武器となっているのが、県の「協力感謝金」なるものです。これは、吉井川広域水道の給水予定地域の市町の拠出にかかる基金を財源として、県が水没予定世帯に対して補償金とは別途に交付するもので、立退き同意の早かった者には、1世帯500万円、その同意が遅れるにつれて250万円からゼロへと減額するぞ、と県の水没予定地向け宣伝ビラ（1988年3月31日発行）に書かれながら、その後も、減額・不交付の期限を引き伸ばして地権者の誘導に活用されており、まさに過疎・高齢化の苦難につけ込んで権力に屈服させようとするエサにほかならず、人間の尊厳を著しく傷つけるものと言わねばなりません。こうしてダム阻止の闘いは、人間の尊厳をまもる闘いともなっているのです。

過疎化・高齢化の進行と起業者・県当局の上述のような理不尽極まりない地権者切り崩し攻撃によって、水没地住民のなかで立ち退きを拒む人々は少数派の位置に追いやられ、恐らくそのことも背景となって、1990年4月には半年まえ阻止派から推されて当選した森元町長も、ダム建設前提の町行政を進めると言明するに至りました。以後、町当局は、ダム建設を前提とした振興計画の規模等について県との交渉を進めてきています。しかし、ご承知のようになお18世帯の方々が、近隣世帯の立ち退かれた後の荒れた田畑のなかに孤立しながらも立ち退きを拒否して頑張っておられます。まさに人間の尊厳をかけた闘いです。ここで改めてこの方々に深甚な敬意を表明致したいと思います。阻止派がたった18世帯になっても、ダム阻止を町是たらしめた「苦田ダム阻止特別委員会条例」を町はなかなか廃止することができないでいることも、正義がいずれにあるかということ象徴的に物語っています。

このような状況のもとで、苦田ダム建設反対の闘いを、ダム下流の吉井川広域水道区域の諸市町をはじめ、岡山県全域に、さらに全国へと広げていくことが、切実・緊急の課題となっています。まず吉井川広域水道区域の市町では、吉井川水系全体の水環境——それを最もひどく痛めつけるのが苦田ダムなのです——の保全を求め、市や町の水道在来の自己水源の保全を求め、“高料金の苦田ダムの水は要らない”という世論を緊急にまきおこしていく必要があります。これについては、いくつかの市・町の議会で、奥津町の水没予定世帯の人々を買収する——つまり、人間の尊厳を損なう——のに使われる金の負担をすべきではない、という議論が行なわれている所もありますが、まだ一部にとどまっています。それよりも市・町の担当職員の間で苦田ダムや広域水道の不必要性がよく認識されているようですが、市・町の当局としては一般に「苦田ダムの水など要らない」と主張して奥津町のような“行政圧迫”を受けるはめに陥ることを、極度に恐れており、その意味で県による“見せしめ”は奏功しているわけです。それを無効にするためにも、ダム下流地域や、さらに全国的な規模での世論の喚起が求められているのです。

全国的な世論の喚起という場合、それは単に苦田ダムの地元で同情し吉井川の水環境を守る、ということに留まらない意味があります。なぜなら、苦田ダムを水源として建設されつつあるものと同じたぐいの広域水道事業＝水道用水供給事業が広く全国各地で推進され、現段階での水環境悪化の最大の原因の1つになっているからです。1977年の水道法改正（改悪）で「広域的水道整備計画」——吉井川広域水道もその1つです——に対して高率の国庫補助金が出るようになり、その効果が1984年から急激に現れて、同年以降、全国の水道施設の能力増強は、用水供給事業のそれに主導されるようになっていきます。

ここで水道用水供給事業の施設能力が急増する直前の1983年と1991年との両年度それぞれにおける、一般の上水道と水道用水供給事業との両者それぞれの取水量の水源構成や、この間における増減などをみると、次のようなことがわかります。

一般上水道の取水量のうち他水道からの浄水受水（殆ど用水供給事業からの受水で、当然のことながらその量は用水供給事業が環境水域から取り入れる水量とほぼ一致）の占める割合は、1983年が17.5%、1991年が22.1%で、上水道は今なおその取水量の8割弱を自己水源から得ていることになりませんが、この間の取水量増加分（増加率14%）のなかでは浄水受水の増加分（増加率45%）が過半（56%）を占め、水道施設の増強が一般上水道のそれよりも用水供給事業のそれに主導されていることを、明瞭に示しています。

次に1991年の取水量の水源構成をみますと、一般上水道では自己水源からの取水量の62%を河川水が占め、これを自然流量から取る部分とダムに依存する部分に分けると36.8対25.2となるのに対して、用水供給事業の取水量のなかでは96.6%を河川水が占め、これを自然流量依存分とダム依存分に分けると27.2対69.4となります。水道用水供給事業が殆ど必ず河川開発を伴い、それも多く — 一般上水道に比べてはるかに多く — の場合、ダム建設を伴うことを、きわめて明瞭に示しています。また1983～91年の8年間に水道用水供給事業によるダム依存の取水量は実に71%という高率の増加を示し、この間における水道関連ダム建設の急進展ぶりを窺わせます。

次に水道用水供給事業のこのような急展開が、その用水を導入した個々の水道事業体どのような影響を及ぼしたかを一瞥してみましょう。この8年間（1984～91年度）に新たに水道用水供給事業からの受水を開始した水道事業体は150（148市町村と2水道企業団）にのぼりますが、その150事業体について、受水開始に伴う個別事業体の取水量や水源構成の変化をみると、次のような統計的事実が浮かび上がってきます。

先ず、これら150事業体の1割を越える17事業体が、広域水道からの受水開始にも拘らず、この間に総取水量を減らしています。いったい何のために広域水道の水を導入したのか、これらの市町村の広域水道事業への参入それ自体の正当性が問われるところです。残りの133事業体は、この8年間に総取水量を増やしたわけですが、それらのなかでも、その増加量が広域水道からの受水量に及ばず、その差に当たる分、地域在来の自己水源からの取水量を減らした所が少なくありません。

150水道事業体のうち43事業体は、広域水道からの受水開始以前の1983年度に、取水量の半ば以上を地表水（河川・湖沼）から得ていましたが、受水開始後の1991年度までに、このうち6事業体はその地表水源をすべて放棄し、別の6事業体がそこからの取水量を半分以上、さらに別の6事業体が2～3割、それぞれ減らしています。

また35事業体では受水開始以前の1983年度に取水量の過半を伏流水・浅井戸から得ていましたが、受水開始後の1991年度までに、このうち5事業体がこの種の自己水源からの取水を全くやめ、6事業体がここからの取水量を半分以上、さらに7事業体が2～4割ほど、それぞれ減らしています。また1983年度には、この35事業体のほかに、取水量の半ば以下ながら伏流水・浅井戸から得ていた水道事業体が33ありましたが、1991年度までに受水開始に伴いその大部分に当たる25事業体がこの水源からの取水量を減らし、しかもそのうち11事業体ではこの種の水源を全く放棄してしまいました。

150事業体のうち1983年度に多少とも深井戸に依存していたものは90に及びますが、1991年度までにその3分の2以上に当たる65事業体が受水に伴いその深井戸からの取水量を減らし、うち19事業体はこれをゼロとしました。

水道の広域化がこのように地域在来の自己水源の放棄・縮小を広く引き起こすものであるとするなら、それは過剰開発そのものであると言わなければなりません。上述の在来水源のうち深井戸については、地盤沈下防止の見地から、その廃止—広域水道への転換を一概に非難できないとしても、それ以外の地元水源の放棄・縮小は、単に貴重な地域資源を見捨てるということにとどまらず、従来“飲み水”であったがゆえに切実であったその水質保全に対する自治体当局や住民の関心を薄れさせる結果となりがちなことから、地域の水環境にとって重大なマイナス要因となります。とくに近年はゴルフ場開発などによる水環境破壊に対する地域住民の憂慮の広がりを背景として各地で水道水源保護条例が制定され、それに押されるかたちで国レベルでも今年2月にいわゆる水道水源2法が制定されましたが、広域水道がいわば先手を打つかたちで導入されて地域住民にとって身近な存在であった在来の水源が水道水源の地位を失うならば、これらの条例や法律を活用して地域の水環境を保全する道も閉ざされることとなります。

しかも広域水道は、再三述べたとおり、ダムや河口堰の建設を伴うことが多いのです。というより、公営工業用水道の過剰化が誰の目にも明らかな今日では、利水面では広域水道建設がダムづくりの最大の促進要因となっています。ダムや河口堰が河川環境を著しく損なうものであることは、今日この集会にご出席の皆さんが一番よく御存じの通りです。そういうダムや河口堰の多くは、上にみてきたように、市町村水道の自己水源が良く保全されているなら、不必要である筈のものです。このようにみえてくるなら、広域水道は、二重の意味で水環境破壊の元凶となっていると言えます。さらに広域水道は水道料金を著しく高める要因にもなっていることをみるなら、三重の意味で人々に害悪をもたらしていることとなります。地域の身近な水環境を守る運動と結びつけて広域水道とその水源となるダム建設に反対する運動を発展させることは、日本の水環境を全体として保全していくうえで決定的に重要な、その意味でまさに全国的な課題となっています。

苫田ダム反対の運動は、過疎地域での人間の尊厳を守る闘いであるとともに、全国的な水環境保全運動の象徴をなすものであり、またそういう全国的な運動の発展に支えられてこそ、最終的な勝利の展望を切り開くことができるのではないかと思います。

団体名 相模川キャンペーンポジウム
設立 1989年5月 会員数 500
代表 岡田 一慶
連絡先 〒229相模原市中央4-2-7 Tel・Fax0427-56-6916

10月15～16-STOP相模大堰 「川は誰のものか」焚火トーク&コンサート

10月15日(土) PM5時 ゲスト野田知佑氏・ぼやぼやバンド
16日(日) PM1時 STOP相模大堰カヌーデモ
場所・相模大堰予定地(相模川東名高速の橋下流右岸)

経過 89年の第1回長良川河口堰反対カヌーデモに参加したカヌー仲間と地元の相模川で運動をはじめた。その年の9月に相模川の河原で野田知佑さんをゲストにキャンプしながら「SAVE THE 相模川・長良川」のシンポジウムを開催。河原に大テント村が出現。川は誰のものかを考えるすばらしい交流が生まれた。その会の名前が団体名になった相模川の自然を守ろうと考える多様な個性、人材が集う運動体。

90年に相模大堰の環境アセスメントが始まった。相模川の貴重な生態系の解明、相模大堰の見直し、堰なし取水方法の代替案の提案に力を注いだ。その過程で1500件をこえる意見書、再意見書が提出され、丸3年にわたる長期のアセスメントになった。工事は当初91年に着工予定だったがそれが93年予定になり、更に94年予定と変更され、今だに着工できていない。

しかし、今年の秋以降に堰建設が強行されると予想されるため、法的対抗手段として、昨年10月、大堰建設の公費差し止めを求めるとの監査請求をおこなった。これは制度制定以来最大の4000人のマンモス請求になったが、県監査委員は地方自治法に定めている意見陳述も認めず、審査することなく門前払いの決定を下した。不当な監査に対して、すぐに長洲知事を相手取り、昨年12月、相模大堰差し止め住民訴訟を起こした。この裁判は相模川に生息する約1000種の動植物が生存する権利を守る環境裁判だ。アユやコアジサシ、ゴマダラチョウやコシアキトンボ、カワラノギクに代わって、法廷の場で、相模大堰建設計画がこれら生きものたちを絶滅させることや、必要性のない開発に県が助成として出資する520億円もの税金の無駄使いを明らかにしたい。そのときまで、工事の着工を止めることができれば、私たちが代替案として提案している、生態系に影響の少ない「堰を造らない取水塔方式」が真剣に検討される可能性がでてくる。

相模大堰とは 河口から12kmの中流に、相模川を全面堰止めして造る、幅495mの取水堰で、現在中津川上流に工事中の宮ヶ瀬ダム(貯水量約2億トン) 芦ノ湖とほぼ同量)が開発する日量130万トン(秒15トン)の水道水を取水するため15年前の1979年に計画が発表された。総事業費6400億円のうち、宮ヶ瀬ダムが2200億円、相模大堰は330億円という巨大開発計画。

干しあがる相模川 相模川はすでに60%の水を高度利用されて、下流は水が流れない日が1年の3分の1もある。相模川の生態系を維持するための河川維持用水は秒111トンと決められているが、年間200日以上はそれ以下で、川は痩せ細っている。瀕死の相模川からさらに大量の水を絞り取るために相模大堰は計画されたが、相模川から大量取水は不可能だし、してもならない。

間違っていた宮ヶ瀬ダム計画 24年前の1969年に建設省が計画したこのダムは日量130万トンの水を開発するために工事が進められている。しかし相模川水系の5000日の流量データに基づき貯水シミュレーションによって、開発できる水量は計画の半分の日量60万トンが限度であることが判明した。

相模川は過大な計画だ 相模川水系建設事業は1期工事(60万トン)と2期工事(70万トン)に分かれている。しかし2期工事は計画化ができず事実上、廃案の状態。相模川が130万トンを取水できないほど枯渇していることや、神奈川県が水余りになっている現実が原因だ。しかし宮ヶ瀬ダム、相模大堰は第2期工事を含む過大な規模で計画されている。結局、水道水の必要性ではなく、工事の必要性によって計画されたといっても過言ではない。

計画地は液状化の危険地帯 関東大震災時にこの地域は大きな被害を被り、90%を越える家屋が全倒壊した。原因は軟弱な地盤と「相模川が割れて水が無くなってしまった。」ほどの激しい地盤液状が起こったためだ。神奈川県下で被害の最も大きいこの地帯は県のアポイドマップで液状化の危険地帯に指定されている。このような地域に60万トンを湛水する相模大堰は液状化の新たな原因となる可能性があり、県西部大地震が予測されている状況で、地域住民の不安は大きくなっている。

堰併設道路が小学校を分断 地元住民からの橋建設の要望という理由で相模大堰は併設道路を計画している。ところが、予定地の川岸にある小学校がこの道路が真っ二つに高架で横断することが明らかになり、地元自治会、父母、地権者が猛反対。道路の都市計画決定は自治会の同意が得られなければ不可能な状態だ。来年秋季に堰工事が着工の予定だが、都市計画決定がなければ堰着工は不可能である。8月に行われた都市計画法にもとずく説明会が住民の反対で流会している。

相模川は生きています 予定地は早瀬、平瀬、淵、ワンド、伏流水の細流、オギやヨシ群落が分布する河辺、中州、河岸の樹林帯、後背地の畑など複雑な地形が一体となって、約1000種の多様な生態系を支えている。早瀬はアユの産卵場があり、中州は相模川最大のコアジサシの集団営巣地がある。また、全国で多摩川の一部と相模川にしか分布していないとされる危急種のカワラノギクが湛水域予定地周辺で900株を越える国内でも最大規模の群落が確認された。

しかし、相模大堰建設工事による大規模な切土と盛土、完成後の湛水域とコンクリート護岸の出現によってそのすべてが壊滅する。都市近郊で貴重になったり前の河川生態系を残すことは私たちの当然の義務だろう。

足羽川ダム阻止運動の一環として1977年・78年にダムサイトを含め、水没予定地内に110ヶ所、65名による延べ7万平方メートルの共有地が完成しています。また、1992年には、北は北海道から南は沖縄に及ぶ全国596名の共有地四筆が水没予定地内に完成しました。

この共有地については、ダム阻止運動としては全国的にも希な鉄壁の阻止戦術として関係者から高い評価を得ています。

すなわち、足羽川ダムは(1)話を聞かない(2)金をもらわない(3)共有地以外の土地も売らない(共有地は物理的に売買できない状況にあります)の三原則を関係者が厳守する限り、足羽川ダムは絶対出来ない事情下にあります。

しかし、ダム阻止運動には運動の限界というものがありません。考えられるすべての阻止運動をねばり強く精力的に行わなければなりません。

今年の2月10日、足羽川ダム建設の政府予算案四億円が閣議決定しました。政府の原案通り国会で可決しますと、今年から足羽川ダム建設に向けて始動することになります。この事業は調査が主体となりますが、私たちもこれを機とし、さらに決意を新たにし、ダム阻止に向けて前進する所存です。1994年(平成6年)度の運動として、次のことを計画しています。

一、国のダム行政の転換・見直しを求める運動を、昨年に引き続き精力的に進めます。

このことにつきましては「水源開発問題全国連絡会」を核として、全国関係団体一丸となってあたります。

二、啓蒙ビラを効果的に配布し、福井市民の足羽川ダムへのより強い関心を求めています。
三、美山町には「足羽川ダム反対既成同盟会」が、町外の住民を含む団体に「足羽川の清流を愛する会」と「足羽川ダム阻止全国地権者同盟」があります。この三団体が協力しあい、秋を目途に、福井市で大々的な「ダムの是非を問う」シンポジウムを開催したいと考えています。

足羽川ダム阻止全国地権者同盟

決意声明

昨年九月のダム建設準備室の町内進本に続き、去る二月十日には大蔵省及び建設省は、私たちの必死の陳情を全く無視して、足羽川ダム建設費として四億円の新規事業を採択された。

この無謀無知極まる決定に關し、我々会員一同並に良識ある美山町民又県民は計り知れない憤りを感している。

昨年十二月二十四日に五十九歳建設大臣は我々が加入する水源開発問題全国連絡会との合見の中で、

「水源開発計画は、計画決定から三十、四年も経っており状況が決定当時と大きく変り問題が生じている。抜本的見直しを行う必要がある。見直しをする機運をどういう形にするか議論を始めたところである。なるべく早い機会に検討の場づくりを行いたい」との主旨の発言をされている。

この大臣発言を尊重する事なく、世論と地元民を踏みしめる官僚悪政を我々は許す訳に行かない。下流地区と市民が全く必要としない其れどころか、大危険が想定される足羽川ダム建設計画に対し、我々美山町ダム反対同盟会は過去二十数年の間、一糸丸め團結の元、陳情を繰り返して来た。しかし我々の苦衷の反対理由に理解を示す事なく、全く無視してこの度の建設費新規採択等の決定は良識ある福井県民と地元地区民に対し、人権と居住権の迫害であり、民主主義の根柢を覆す常軌を脱した決定と言わざるを得ない。

我々は法に至つて与へられている法に従つて今後の行動を左記の通り決定した。

- 一、ダム建設推進に關係する会談の断絶。
 - 一、ダム反対共有地、更に私有地の立入禁止。
 - 一、右土地の側面強行調査の場合、実力で阻止。
- 右、決意の元、我々は共有地実面約十万平方米、共有地権者六百五十名と良識ある県民と共にこのダム建設計画が撤回される其の日まで必死でたかい抜く事を茲に決意声明する

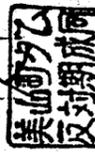
平成六年三月二十八日

福井県足羽郡美山町

美山町ダム反対同盟会

会長 小田中尚

会員 一



近畿地方建設局長 殿

声 明 書

昭和四十二年に建設省が発表された足羽川ダム建設計画に対し、私たちが同盟会をはじめとして反対を表明し陳情を重ねてまいりました。

福井市からわずか二十数キロの近距離、近き将来福井市のベッドタウンとして活性化への道が展望されること、過疎に關係なく約一千年の歴史ある文化のふるさとに地味は自信と誇りを持って先人が築かれたふるさとを守っています。果下で最初の中流ダム、地層、地形、地質の体形から来る秘められた計り知れない多くの危険性に研究も注目もされず、想像を絶する将来の危険度に振れようとするのが私たちが心外であり残念であります。

恰も昨年九月には建設準備室の開設、本年三月には建設予算の新規決定等、地元地区民の意見を全く無視されての進行は民主主義の原則に反し、人権と居住権を侵害せんとする意識脱した暴政と言わねばなりません。

茲に私たちが対決の信念を新たにし、なから最後は再度意見を大にしてダム建設後の危険性を訴へます。

水没予定地域は直接残存地区も含め、質量に果下で最大の杉の木の大産地であり、江戸時代から続く植林に依る大経木は名木足羽杉として全国に誇りをしています。戦中戦後時期の伐採の跡を直ちに植林され、山頂まで疎んじ成木となり、緑のダムが完成、過去約三十年大経木は皆無であります。

杉植林面積、数千町歩、材積約五十万立方メートルの果下最大の大経木を念のため杉材はダム建設後、約十年前後で皆伐される事は必ずであり、ダム建設先例地でも明らかであります。

其の数年後、切株の風化下落と共に崩れ易い、花崗岩風化地層共々山腹崩落が始まる事は、一昨年発生した地元の山崩れ災害が証明しております。

果下で最初の中流ダムであり、約千人の地味と残存地から流小名豊振葉、生活、有害物(魚等)の排水、山林からの有害な腐土と同時に酸素不足による湖水の不中和などで短期間で汚染される事は必ずであります。人畜に全く関係のない。

日野川、石野川の汚染が私たちに警告を与えて、まず、杉の木伐採跡の山野は広葉樹は芽生へないのが習性、原則であり、一面雑草の山肌となり、建設前まで治水機能を發揮して、緑のダムが一変して大洪水を招く元となります。

更に地区一帯が花崗岩の風化地質の爲、金山の立木伐採跡、山地の崩落の上流地域からの土砂流入等、堆砂が加速されるダムの寿命は四十年を待たずに機能を失し、数千町歩の禿山と川原が充てんに予想されます。

水没予定地域内に戦中軍用ガスの原料となる砒素、アチルを産出した赤谷鉱山から砒素がダム湖に流入する危険性、更に陥没し世界的に有名になり、学者の研究の的となる濃尾大地震の活断層と福井大地震の活断層がダムサイト周辺まで延びてくることとされる不安を脱し、去り事は必ずあります。

水没予定地域は足羽川流域で最も自然環境の勝れ、風景勝地であります。

約一千年の歴史と共に、果下、山門と権右左折立山、梅名寺外三ヶ寺、老古木が林立する果下、有数の境内に誇る八幡神社外五社等、有形無形の文化財の宝庫であります。先人から子孫へ傳承すべき責任ある使命、文化遺産を信仰を基本として命をかけて守り抜く責任は、必ずしも責務を痛感して、います。

文化を守り、文化を尊ぶを以て新しい文化の創造に意欲を燃やす私たちが地区民の信念は、知事、友人の提唱される「新しい文化のふるさと作り」と全く同一であります。

KOKUYO

KOKUYO

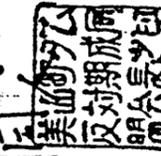
昨年十月二十四日五十嵐建設大臣は私たちと同じ立場の同志と共に「水資源開発問題全国連絡会」の会見の中で「水資源計画」は計画が三十五年以上経っており状況が決定当時と大きく変わり問題が生じて来ている。抜本的な見直しを行う必要がある。見直しをする機関をどういった形にするか議論を始めたところである。なるべく早い機会に検討の場づくりを行いたい。その主旨の発言を私たちが大変勇気づけられる思いが湧いて来ている。時代は急速に住民実質本位に進展しており、自然破壊が生じる人間生活の悪環境は今や地球上の問題として世界的論議され国内においても国土開発の名の下に進める自然環境破壊政策に利権も絡み国民の冷たい視線が集中する昨今であります。足柄川ダム建設に対する県内の世論の中で現在までに必要とする意見は福井市長を始め皆無であります。県に於いても以上の様な現状と私たちが真実に訴へる反対理由に今一度この問題を原点に據る住民本位の施策に転換されるようお願いいたします。私たちが地域は過疎化に関係も不安もなく自信と誇りに満ちる生活の中に於いても更に将来への発展、活況化を企及し近く全国に呼びかけ、土地の提供も元々季節住宅住宅等の誘導事業を始め、林産地に生きる将来への確実な林家経営に向けて既に杉新出種苗を導入、近く改良生産組合を設立の運びとなっております。足柄川ダム建設の目的が全く成り立たないばかりか逆に下流市民への危険性と不安が増長する建設者の盲目的計画に対し、私たちが反対同盟会は茲に意思決定し、ダム建設推進に係る会員の断絶と民有地と共有地の測量立入り禁止を決定いたしました。

この決定に建設省や関係者が反響行動に出る場合は私たちが実力で阻止せざるを得ない事を申し上げます。私たちが同盟会に理解される多くの市民を如く反対共有地実面積約十萬平方メートルの地権者五百五十名と共に永遠のふるさと死守に必死に闘い、徹く事を茲に決意表明いたします。

平成六年三月二十八日

美山町公対期成同盟会

会長 小田中守
 会員 一



福井県知事 敬
 福井県議会議長 敬

長良川河口堰建設事業とその問題点

【事業の概要】

1. 目的
 - 1) 治水

長良川河口堰の設置によって、河道の浚渫を可能ならしめ、計画高水流量7,500m³/sを安全に流下させるとともに、河川の正常な機能の維持を図ります。
 - 2) 都市用水

長良川河口堰の設置によって堰上流部を淡水化し、愛知県及び三重県地域の都市用水(水道用水、工業用水)として、最大22.5m³/sの供給を可能にします。
2. 事業主体；水資源開発公団法第23条に基づき、河川管理施設である水資源開発施設(特定施設)として水資源開発公団が実施します。
3. 諸元

位置	木曾川水系長良川(河口から5.4km地点)
	左岸：三重県桑名郡長島町駒江
	右岸：三重県桑名市福島
型式及び規模	型式 可動堰
	規模 総延長 661m(可動部 555m)
魚道の諸元	①型式 ロック式魚道(右岸側は閘門兼用)
	規模 左岸(有効幅30m), 右岸(有効幅15m)
	②型式 呼び水式魚道(呼び水式水路と階段昇降式魚道)
	規模 左岸(有効幅9m), 右岸(有効幅7m)
4. 工期 平成7年3月までの予定
5. 建設費 約 1,500億円(昭和60年価格)
(建設省河川局, 水資源開発公団『長良川河口堰について』1990年10月)

【経緯】

「伊勢湾臨海工業地帯の将来のために、ここに工業用水に対する根本的に最善の方策のひとつとして、長良川河口ダムによる伊勢湾臨海工業用水道(仮称)の企画を提案するものである」(建設省中部地方建設局『長良川河口ダムの構想』1961年1月)

「長良川河口堰の治水上の役割は、長良川の公害を除去し、公利を増進させることにあり、ひらたくいえば、海水の侵入を防ぎ、極力塩害を防除し、河川の正常な機能を保たせる事である」(部外秘建設省中部地方建設局『長良川河口堰調査報告書』1966年3月)

「治水の目的が塩害防止だけでは説明に無理があり、また浚渫に対する付帯工事としての堰の建設は、他河川との関連もあるので、治水課で結論を出す。」(部外秘建設省中部地方建設局『長良川河口堰調査報告書』1966年3月)

長良川河口堰は、1988年7月、事業実施計画の公示から15年を経て着工された。

計画によれば、給水量(秒最大m³)は

	工業用水	水道用水	計
愛知県	6.39	2.86	9.25
名古屋市		2.00	2.00
三重県	8.41	2.84	11.25(総計 22.50)

総事業費は1500億円プラス340億円である。超過分は国が負担する。

1500億円のうち626/1000は受益者の、374/1000は国(建設省)の負担である。

着工の遅れは主として三重県の不同意に起因するが、三重県分工業用水の1/2=4m³(ただし河口堰で2m³, 岩屋ダムで2m³)を愛知県が肩代りすることで同意、着工となった。

'93年度末で工程94%、'94年度を残工事と諸調査および導水施設(後述)にあて、'95年度から本

格運用というのが省と公団のタイムテーブルである。

【水資源開発公団】

'61年から高度成長期に入る。国は水資源開発促進法と同公団法を制定、利根川・木曾川等7水系を開発水系に指定、それぞれの水資源開発基本計画(フルプラン)を策定することとし、公団を創設した。公団にした理由は資金調達の機動性だとされる。

水資源開発公団は、

- ・基本的に事業予算が国会の議決の対象外。
 - ・水の利用者が特定していなくても、事業は財政投融资資金からの借入金、あるいは公団債を発行して民間資金から調達し、とりあえず工事を行うことができる。
 - ・利用者が特定すれば、負担配分してその償還を受ける。
 - ・水需要があってもなくても、先行投資した資金を確実に回収できる。
採算のあわない投資の失敗や経営危機は、利水事業者に転嫁され、公団には一切赤字が波及しない。
- 利水事業者(通常は地方公営企業)は、
- ・公団に支払う共同事業費を、利水企業や消費者から料金収入によって回収する。
 - ・それができなければ、一般会計負担を通じて間接的に、または料金の値上げを通じて間接的に、住民に負担が転嫁される。

【木曾川水系フルプラン】

木曾川水系(長良川、揖斐川を含む)水資源開発基本計画('68年6月)は①木曾川水系において、岩屋ダム・河口堰・徳山ダムなど6施設を建設②都市用水(工業用水と水道用水)秒86.67m³を開発③これを愛知県(尾張)・三重県(北伊勢)と岐阜県に供給する④完成は1985年度一というもの。

だが計画は過大であった。すなわち、工業用水は'75年の日量402万m³(秒46.5m³)をピークに'85年316万m³(秒36.6m³)に下降した。水道用水は微増を続け'85年241万m³(秒27.9m³)、計587万m³(67.9m³)。この年、唯一完成稼働の岩屋ダム(秒39.56m³)は13.5m³を使い26.0m³を余していた。工業用水(最大の用途は冷却と洗浄)の回収率の向上と第2次産業のハイテク化、空洞化に起因する。いまは微増する水道用水も人工のピーク(2010年)をすぎればやがて下降線をたどる。

木曾川水系のフルプランは目標年次1985年が過ぎても改訂が行われず、河口堰建設事業は1986年以降その法的根拠を持たなかった。

水需要予測と実勢との乖離を一したがつて事業計画をどう処理するかが注目されていたが、1993年3月、国土庁は改訂フルプランを提出、閣議決定をみた。すなわち①1985年→2000年の15年間の新規水需要は工業用水が22.3m³水道用水が23.7m³計46.0m³②したがって残る計画はすべてこれを推進する③ただし徳山ダムの完成は2001年以降一というもの。

とすれば2000年代初頭において、岩屋ダムの余剰26.0m³、河口堰22.5m³、三重用水1.3m³、阿木川ダム4.0m³、味噌川ダム4.3m³、徳山ダム15.0m³、計73m³。過去15年の実績は、工業用水が6m³減、水道用水が7m³増。前者をヨコバイとし、後者を3割増とみても10m³。差引き60m³以上の余剰が出る。名古屋市が秒10m³、東京23区が44m³。60m³は大きいのである。

なのになぜ46m³の新規需要なのか。国土庁は①工業用水については、工業出荷額年1億円に対する淡水補給日量(これを原単価という)を、1985年18m³、2000年12m³とするが、実は'75年39m³、'85年16m³、'90年10.5m³に低下している。②水道用水についても入日当り使用量が1974年359ℓ→1986年379ℓと20ℓ増であるのに85ℓ増とし③人口も114万増とするが厚生省によれば59万人。水道普及率の増加をみても1.5倍の過大みつもり、なのである。

【官製治水論】

①長良川の最大流量は秒7500m³(1963年改訂。それ以前は4500m³として河川設をしていた)②これを安全に流下させるために河道を浚渫する(河口~30km地点間2500万m³)③海水の遡上距離が15km→30kmに延伸し塩害を発生するので堰で遮断する。すなわち河口堰は大量浚渫を可能にするから洪水を防ぐ施設でもある、というのがもう1つの名分とされる。

だが実は、浚渫計画の発端は貯水効率を上げ、可及的低水位で所要の有効貯水量(3000万m³)を稼ごうとするにあった。だが水位の低下は浚渫区間の上端で最大、河口でゼロ。長良川堤の危険箇所

は長島町の北端から海津町の南半にかけてだが、そこでは効果が少ない。洪水や高潮の防止は築堤し、山林と水田を守ることにしかない。

【でっちあげの塩害論】

また省と公団が宣伝に使う長島町の塩害の最大の原因は伊勢湾台風（1959年）での高潮被害に起因し、それは'78年に完成した木曾川総合用水（馬飼頭首工）から農業用水の供給をうけることで解消した。その上流、高須輪中は揖斐川に1、長良川に2（1は新設）の農業用水取水施設を持つ。いずれも遡上海水に対して安全である。そもそも、塩害を堰で遮断する工法は費用対効果の上で成り立たない。

【水質の汚濁】

長良川河口堰の計画は、川の流れを分断し、巨大な貯水池を作るものである。流れている水を堰止めてしまうことによって、長良川の水質には大きな変化が起こる。

長良川は水量が豊かであるために、水も非常にきれいな印象を受けるが、実際の窒素とリンの濃度は、水質汚濁で有名な長野県の諏訪湖とほとんど同じレベルである。水が常に流れているため、植物プランクトン（アオコ）の発生が抑えられているのだ。これは濁水時にあらわれる現象を見るとよくわかる。日本自然保護協会の調査によれば1990年、1991年の8月に濁水が続いたあと、伊勢大橋において多量の植物プランクトンが観測されたという。さらに芦田川河口堰、遠賀川河口堰においても、冬の濁水期に、夏の長良川で大量にみられたものと同種のケイ藻の増殖がみられた。

もし河口堰が完成し湛水してしまったら、長良川にも同様なプランクトンが大量に発生し、短期間で緑色の湖になってしまうことが十分に考えられる。豊かな水が流れ続けていることによって保たれている美しさは、水がとまってしまうことによって醜い姿になってしまうのである。

【汽水域の消滅】

長良川河口堰が建設されている所は、長良川の最下流部である。ここには、川からの淡水と海水が混じりあう塩分濃度の薄い水域があり、多くの生物たちの生息場所として豊かな生態系を保っている。このような水域のことを汽水域という。

河口堰は川を分断し、淡水と海水の交流をなくしてしまう。淡水と海水が混じりあわなくなると汽水域は消滅してしまい、そこに生息する生物達の多くは生きることができなくなる。あとに掲げた「長良川流域に生息する動植物」の表にある、生活場所が汽水域である3の生活型をもつ魚類は壊滅的な状況になり、近い将来には絶滅してしまうだろう。また、汽水域での大切な資源であるヤマトシジミも、河口堰の工事の影響のせいかすでに減少しはじめている。利根川でも河口堰完成後、ヤマトシジミは堰の上流部では絶滅、下流部で激減してしまった。河口堰ができてしまったら、長良川のヤマトシジミも同じ運命を辿ることになる。

【回遊魚の激減および絶滅】

汽水域にすむ生物たちが、生活の地盤をとりあげられるのと同じように、回遊魚たちも河口堰ができることによって生きることが困難になる。回遊魚は、堰ができてしまうと川と海との行き来ができなくなってしまい、産卵などが阻害されたり、稚魚の生存率が低くなるため最悪の場合絶滅してしまう。

魚の遡上、降海について建設省は、最新式の「呼び水式魚道及びロック式魚道を設置するので影響は少ない」と発表している。しかし、この魚道は基本的には水産上重要なアゴを対象としていて、他の魚類については検討されていないという点だけをとっても不十分な施設であることがわかる。建設省は河口堰が回遊魚の遡上、降海には影響はない、魚道は有効であるというのなら、長良川に棲むすべての魚種についての調査をし、その調査についての詳細を公表すべきである。

【植物、動物、鳥類、昆虫類などにおよぼす悪影響】

長良川河口堰は、川そのものへの悪影響だけでなく周辺のあらゆる環境にも大きな変化を起こす。まずプランケット造成によって、下流域の堤外地および水際に繁茂する豊かな植生は破壊される。また、堰上流では、水位が上昇することによってヨシ、河原などがほとんど消滅してしまう。ヨシやヤ

ナギ類などがなくなってしまうと、そこに暮らす動物、鳥や昆虫などの生息にも大きな打撃を与えることになる。とくに下流に広がる湿地帯は、「アジア湿地目録」でも国際的に重要な水鳥の生息地としてあげられているほど、多くの鳥が確認されており、天然記念物のマガン、ヒシクイなどの姿も見られる。

【調査委員会の「調査」】

五十嵐前建設相の善意にもかかわらず、省と公団の行おうとする「調査」はその名に値しない。すなわち調査項目は①防災②環境③塩分（もともと「塩害」だった）④装置の操作一とする。だが、河口堰を都市用水供給施設として使用に供するためには導水等関連施設に一開発水量から推計して一4000億円をこえる金額地元負担の追加投資を必要とする。ならば利水施設としての効用を必要とするのか一が最大の「調査項目」でなければならぬのにそれが欠落している。

また①防災の内容は主として漏水であって、地震による液状化、高潮、津波に対する安全性の点検がない。また狡猾にも③塩害を塩分にすりかえているが、農業用水や町営水道の水源を安全な地点に求めれば（すでにそうなっている）、海水遡上距離の延伸は塩害をひきおこさない。総じて原案は、魚道の効果を安全性を演出しようとの作為がみえすいている。調査項目、方法とスケジュール、委員の構成等、全面的再検討を求めたい。

【2つの導水事業】

いま、愛知県の知多方面の水道用水は犬山（秒1.7^m）と馬飼（1.2^m）から供給をうけている。後者を河口堰に切りかえるため、堰一筏川取水場間を連結する、という。工費は210億円。だが馬飼の都市用水供給量は、計画で年5億1000万^m、実績2億5000万^m（うち知多3800万^m）である。

三重県は域外の津、久居へ秒1^mを供給するために施設費850億円を投ずるといふ。だが秒1^mの新規需要は①人口増を尻上りに設定②人日当り使用量を104%とみつもり③工業用水の余剰（0.6^m）を無視して創り出した架空の数字なのだ。

河口堰が無用であるとの事実を隠蔽するための偽装でしかない。

【長良川河口堰建設反対運動が得たもの】

現在の長良川河口堰建設反対運動は第2次運動といえるものである。1968年に河口堰建設の基本計画が閣議決定されてまもなく長良川流域住民による建設反対運動が始まった。1973年には原告団2万6000名の建設工事差止訴訟が提訴された。しかし、1976年の安八水害に代表される大型台風による水害が相次ぎ、いつのまにか河口堰治水論が喧伝され、1978年岐阜県知事が着工に同意してから第1次反対運動は急速に縮小し1981年には差止訴訟が取り下げられた。翌1982年流域住民で改めて差止訴訟を提訴した（本年7月20日に判決がでたもの）。1987年には最後まで同意しなかった三重県も同意、1988年3月にゼネコンとの工事請負契約が締結され着工が決定的となった。この直後から現在の第2次反対運動が始まることになる。

この第2次の反対運動は、地元流域住民の運動にとどまらず、著名人や文化人を動員したキャンペーンによりジャーナリズムやマスコミを通じて河口堰問題が知られるようになり、全国的な運動に拡大した。建設省にとっては恐らく予想もしなかった反対運動の再燃である。

以後、マスコミ戦とも揶揄されるほど河口堰の賛否両論が全国版の新聞・雑誌の紙面をにぎわせ、河口堰問題が全国さらには海外にまで知られることとなった。建設省はいまマスコミ対策および世論対策に神経質になっている。世論の批判をかわすためか建設省は「ものわりのいい」行政を演ずるさまざまな施策をしてきた。反対住民との話し合いや、一部であるが情報の公開など建設省は大きな譲歩を余儀なくされている。

先の差止訴訟の判決文の中にこの裁判は「科学裁判」と述べている。判決内容はその言とは裏腹にお粗末であったが、原告団は少ない公開資料を分析し科学的論証に挑んだ。そこで得られた知見は多い。長良川河口堰の建設は残念ながら止まってははいない。しかし、反対運動や裁判を通じて、また他のダム反対運動との交流を通じて、初めて判った事実が多い。これらの方法や成果は、今後研究され応用されるべきであろう。

（編集責任 高野）

団体名 細川内ダム建設計画に反対する「木頭村」

代表者 木頭村長 藤田 恵

連絡先 徳島県那賀郡木頭村 木頭村役場ダム対策室 森 久男

〒771-64 電話08846-8-2311 Fax08846-8-2690

村理事者・村議会・村民と三位一体で細川内ダム建設計画に反対する自治体

木頭村は、細川内ダム計画に「ダム反対対策費」予算を計上して、村理事者・村議会・住民が一体となってダム計画に反対している村です。

那賀川は、四国では吉野川、四万十川に次いで3番目に長い川で、剣山山系を源流として、西から東に縦断し紀伊水道に注ぐ全長125kmの1級河川です。この川にはすでに3基のダムがあり、うち1基は木頭村の入り口に四国電力の小見野々ダム（高さ62.5m・総貯水量16,750千cc）があります。このダム群により中流域は川の機能を失い、木頭村に残されたのが那賀川最後の清流です。

建設省と徳島県は、この那賀川に最後の清流として残っている木頭村の中央部に1968年細川内ダム構想を発表しました。このダムは、治水を主目的とし下流阿南市域等の都市用水開発を併せもつ多目的ダムであります。

反対運動の経緯

このダム計画には、1974年1月村議会は「ダム建設をテコにした基本構想」を採択するが、それがきっかけとなって村民の間に反対運動が更に激化し、同年11月に「住民の声を無視して、ダム建設を取り入れた基本構想を承認した議会は直ちに解散せよ」と集会で決議しリコール運動の署名が開始され、同年12月に村議会は自主解散となりました。1975年6月村議会の要請を受け、村長が6項目を諮問したダム対策協議会（村内の有識者37名）を発足し、1976年11月までに11回の協議会を開催し「建設省並びに県からの細川内ダム構想を重ねてきました。これを拒否すべきである」と結論を出して以来、村議会も反対決議を重ねてきました。

1991年3月に村議会は「細川内ダム建設計画の白紙撤回要求決議」を可決したが、この決議を1年半も放置していた議長の不信任案に反対した議員5名のリコール運動が再び開始され、5議員は辞職し、前村長は辞任する。

細川内ダム建設計画になぜ反対するのか

ダムは治水どころか洪水時にかえって危険です。

建設省や徳島県は、「100年に1回程度の確立で発生する洪水調節」と言っています。しかし1976年9月11日、150年に1回の大雨（日雨量1,114ミリ）に木頭村が見舞われた日に、那賀川下流域では水害はありませんでした。

逆に、小見野々ダムの堆砂の河床上昇により、役場前の住宅が浸水したり、那賀高校木頭分校のグラウンドの流失や教員住宅が濁流の大災害を受けました。

このように木頭村は小見野々ダムによって常に水害の危険にさらされ、那賀川下流域の鷺敷町や阿南市加茂谷地区でも長安口ダムの放流により水害が度々発生して、本年8月8日の「長安口ダム水害訴訟」の控訴審判決理由でも「和食地区における本件浸水の被害は、長安口ダム下流域における降雨と長安口ダムからの放流が原因しているものと推認せざるを得ない」となっています。このように日本全国を見ても、ダムは洪水を防ぐどころか逆に水害を発生させているのが実情です。

水は不足していません。

県や建設省は、水道用水や工業用水などがこれから大幅に必要なとじていますが、下流域の人口は横ばい、もしくは減少気見で、大幅に増加するという見込みもありません。仮に水田を宅地にしたとしても、水の使用量は逆に現在の10分の1になります。

また工業用水についても、全国的に1970年代からは水を大量に使う重化学工業は成り立ちにくくなったのと、節水技術が進んだために、使用量は横ばいの状態です。

木頭村に2つの巨大ダムはいりません。

木頭村は上流域にしては珍しく川のすぐ近くに民家があり、お盆には仏様も川で迎えるなど、村民の生活とは切り離すことができません。またアユ釣りやアメゴ釣りは村民の最大のレクリエーションであり、全国の釣りファンにも広く知られています。

村の中央部に巨大ダムができれば、一時的には仕事が増えども、過疎化に拍車がかかり人の生活に不可欠な農林業がいよいよ衰退するのは、全国の例を引くまでもありません。

ここ1年間の動き

昨年9月、村内有権者の75%にのぼる反対署名を五十嵐建設大臣（当時）に手渡し、計画の白紙撤回を陳情したところ、「県とよく話し合うことが一番大事です。建設省もよく検討します。」との回答を受けて、「細川内ダムは木頭村の意思を確認して、やるかどうかを決める。」などと就任の記者会見で明言された園藤徳島県知事と、昨年11月18日のトップ会談では「現地調査等の凍結」を確約されました。

さらに、去る6月20日の第2回トップ会談においても、「現地調査等の凍結」、「過去の発言にも政治家として責任をもつことをはじめ、信頼関係の重視」を再確認され、民主的ルールに基づいて「ダムの必要・不必要」について議論を開始している。8月下旬には第3回トップ会談を予定している。

ダム計画に対して穏健派という村内の団体が、県に情報提供をを求める陳情書を提出した。これを受け園藤知事は、7月4日の県議会で「村当局と話をする一方で、ダムについて勉強したいという団体や住民には直接、県から交渉していきたい」と直接交渉の考えを示した。一方、那賀川下流の阿南、小松島、羽の浦、那賀川の2市2町は「細川内ダム建設促進期成同盟会」を結成し、建設省や県に計画推進を働きかけている。

8月19日から20日には大阪弁護士会公害対策環境保全委員会のメンバー7名がダム問題研究のため木頭村を訪問し村内を視察しました。その時の弁護士会の感想として、徳島県の治山行政に疑問を持つ発言が22日の新聞に報道され、この弁護士会の発言をとらえ、木頭村長も同行していたので村の見解でもあった。29日入札としていた木頭村湯桶谷復旧治山事業の村内5業者の指名を取消し、入札を中止する文書が24日に各指名業者に送付通知されました。これに対して入札を執行するよう村内の建設業促進協会から村長に要請があり、さっそく県庁へおむき入札取消しを撤回し速やかに入札を執行するよう強く申入れしました。結果、入札は早急に実施するという回答を得ました。

今回のような「弁護士の話で、指名を取り消す」という、前代未聞ともいえるべき徳島県の不当な行為は、村内の切り崩しによる混乱に乗じて有無を言わず強引に細川内ダム計画を推進しようとするものであり、当ダム計画賛成を公約した村議会議員は一人もおろさないことは勿論、細川内ダム計画絶対反対を公約に無投票当選した藤田村長らが、圧倒的大多数の村民の意思により行政を遂行しているという、議会制民主主義と代表民主制を根本

から犯すと同時に、地方自治への不当介入であり、日本国憲法違反の許し難い行為であると抗議しました。

今後の目標

今後も村民約1,000人で結成している「木頭村ダム反対同志会」らと連動して、村民及び流域住民にダムの不要性を訴え、ダムの必要性を問うアンケートや反対署名、ダム懷疑派「公共事業チェック機構を実現する」国会議員への反対陳情などを実施して、細川内ダム計画阻止に向けて展開してまいります。

トツプ会談

あと1回

細川内ダム問題

知事が打ち切りの要請



本報の川内ダム問題に際し、田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。

「議論出尽くした」と判断

十月末に開催予定の会
議を終了する見込みだ
の意向を明らかにした。

田原知事は五日、
「川内ダム第一回の審
議は、八月三十一日
に終了した」と述べた。

「始まったばかりなのに」

審議を批判

は「始まったばかりなのに」

審議は「始まったばかりなのに」
と批判している。田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。



田原村長

田原村長は「川内ダム建設の中止を要請した」と述べた。田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。

94.9.6 信新
細川内ダム問題

「科学的に決着」

次回、両者の論点整理

田原知事は五日朝の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。	また、田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。	田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。	田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。
---------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------

また、田原知事は五日の特別記者会見で、細川内ダム建設の中止を要請したと述べた。

(1) 総合 9498

内閣府 農林省 水産庁 水産部 水産課 水産企画課 水産調査課 水産統計課 水産情報課 水産教育課 水産研修所 水産試験場 水産研究所 水産資料館 水産博物館 水産公園 水産記念館 水産資料館 水産博物館 水産公園 水産記念館



細川内ダム 問題

徳新

村との対話と共生

県審議監が意向表明

関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日)

関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日)

関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日) 関係者との対話を促進し、意向表明を促した。(6月7日)

HOW

計画は三十年以上も前から... 計画は三十年以上も前から... 計画は三十年以上も前から... 計画は三十年以上も前から...

反対で凍結20年以上

川内ダムは、治水・利水の多... 川内ダムは、治水・利水の多... 川内ダムは、治水・利水の多... 川内ダムは、治水・利水の多...

地元「あまりに安易では」

地元は、治水・利水の多... 地元は、治水・利水の多... 地元は、治水・利水の多... 地元は、治水・利水の多...



計画は、治水・利水の多... 計画は、治水・利水の多... 計画は、治水・利水の多... 計画は、治水・利水の多...

団体名 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会
 設立 1993年8月8日 会員数 400名
 代表者 池井良暢
 事務所 〒868 熊本県人吉市新町16番地
 Tel, Fax 0966-24-9929



(1) 設立の目的

本会は、悠久の流れの中で郷土を育み、私たちの先祖が親しみ愛してきた清流球磨川・川辺川を自然のままの美しい姿で子孫に手渡すために、次の事を達成する事を目的とする。

- 1、川辺川ダムの建設を凍結する事。
- 2、第三者機関による環境アセスメントを実施する事。
- 3、川辺川ダムの必要性の再検討やダム新設に頼らない治水方法の検討を含む計画の抜本的な見直しを行うこと。

(2) 川辺川ダム建設計画について

28年前(昭和41年)に計画された川辺川ダムの目的は、①治水、②農業用水、③発電だと言われている。しかし、多くの市民からは次のような危惧や疑問が表明されている。

①治水においては、河川改修が進み、また幼樹林の成長による山林の保水力も増し、洪水の危険性は非常に少なくなってきた。逆に、川辺川ダムができると大雨の時、市房ダムとの同時放流による大水害の危険にさらされる。また、ダムは土砂に埋まっていき、将来の洪水発生の際の災害源になる。

②大多数の農家は、現在の水路で水は足りている。ダムによる「川辺川利水事業」に参加させられると、将来膨大な負担金が農家を苦しめることになる。

③川辺川ダムの発電量(16500kw)は、水没などにより閉鎖される現在の4つの発電所の発電量(18900kw)をも下回ることになる。

さらに、河川汚濁により清流球磨川は失われ、アユや球磨川下りに与えるダメージが懸念される。このように、28年前に計画された川辺川ダムは、人吉の将来に活力を与えるどころか、逆に人吉市民の生命財産を危うくする危険が十分に予測される。実際に昭和40年、球磨川本流の上流に位置する市房ダムの過大放流により、急に水かさが増えたために避難する事ができずに、生命財産が失われたという多数の証言者が実在している。

(3) 活動の経緯・内容

- 1993.8.8 「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」発足
 9.4 一斉ビラ配布、署名活動開始(人吉市内)
 9.11 「水源開発問題全国連絡会」結成(東京)に参加
 9.23 「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民大会」開催 約700名
 10.2 川辺川利水事業対象地域への利水水問題のビラ配布
 10.16 ダム問題ビデオ上映会(早明浦ダム)
 10.17 「川辺川利水事業を考える座談会」黒肥地地区にて
 10.26 「水の農業を語る」講演会 山下惣一氏

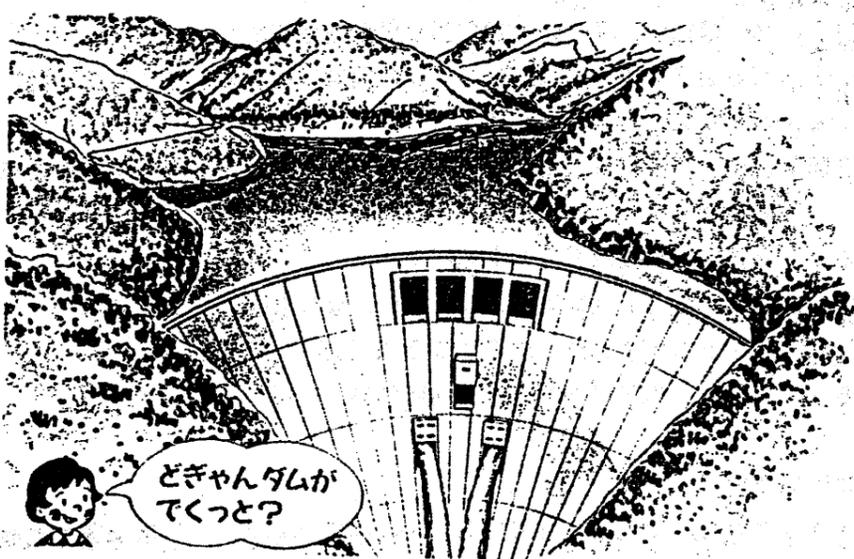
- 11.23 下うけ・松原ダム、日田市訪問ツアー
 12.24 「水源開発問題全国連絡会」五十嵐建設大臣と初めての話し合い
 1994.1.25 水害常襲地帯地区集会開始 ~2.15まで4か所
 3.19 映画「あらかわ」上映 約250名
 3.28 農政局へ利水事業計画変更同意取消し要求
 5.3 多良木地区「水利事業計画変更同意取消し」要求書集め開始
 5.5 五木村長訪問 *全国連絡会事務局長遠藤氏も同行
 5.9 多良木十区(船越作正区長)で19名利水事業同意取消し
 5.13 利水を考える会(古川十市会長)127名の同意取消し要求(九州農政局)
 5.21 「くまがわハウス」(事務所)開き
 6.4 第6回海、山、川を守る九州住民交流合宿 *生越忠氏・山下弘文氏講演 約200名
 6.5 「ちょっと待て、川辺川ダム」街頭パレード
 6.29 「国が川を壊す理由」(福岡賢正著)出版記念講演会 約250名
 7.30 子守唄の里・五木と清流球磨川を守る全国集会 約1000名
 7.31 「ちょっと待て、川辺川ダム」第2回街頭パレード

(4) 運動の現状についての

五木村は平成2年4月30日、建設省と川辺川ダム対策同盟会及び五木村水没者対策協議会との間で結ばれた「水没補償基準」の妥結によって、川辺川ダム建設へ向けて新たな第一歩を踏み出すことになった。現在、道路の付替え工事などのダム関連工事が7~8割方進行している。平成5年11月23日、建設省は水没する五木の中心頭地の代替地の造成に着工した。土地の買収が終わらぬままの見切り発車である。球磨川以北の7町村のかんがい事業も、対象耕地面積の縮小に伴う計画変更の同意を詐欺まがいの手法で強引に集め、90パーセントの同意を得たと発表している。既成事実を積み重ねて平成7年度に予定されているダム本体着工を強行しようとしている意図が見える。これに反発した農民たちは同意取り消しの運動を進めており、その数は既に300人に達している。

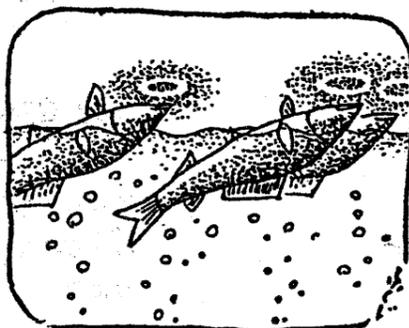
ほとんどの住民はもはやダムは必要ないと考えており、特に、人吉及び下流域の住民は、昭和40年、47年の市房ダムの放流による大水害の苦い経験から、もし、川辺川ダムができたら、両ダムの同時放流により未曾有の大洪水に見舞われるのではないかと恐怖感を抱いているのが実状である。にも拘らず、人吉はダム建設の受益者とされ、人吉市議会は平成元年3月、受益者負担金4490万円を認めてしまった。同年7月、八代市を含む19市町村で「川辺川ダム建設促進協議会」が結成され、事あるごとに建設省や国会議員に建設促進を陳情している。去る5月11日には、国会へ建設促進を請願するまでに至った。申し合せたように、郡市14市町村の内11の町村が建設省の策動に乗せられダム建設促進の意見書を採択した。これは住民の期待と信頼を裏切る背信行為である。最後の砦は五木村長と球磨川漁協のダム本体着工への不同意である。これを支えるのは、住民運動の盛り上がり以外にはない。「もう遅い」という諦め、「五木の人のことを思えば」という同情論を克服し、無関心を装い沈黙している人たちに事の重大性をいかにして訴えていくかが、今後の最大の課題である。

人吉・球磨の未来が危ない！



川辺川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、ガレージ及び発電を目的とした多目的ダムです。
高さ107.5m、総貯水量133百万m³のアーチ式コンクリートダムです。

建設省パンフより



- 目的を失ったダムは、税金のムダ使いであるとともに、
- *五木村と、多くの自然や天然林も、ダムの底に沈みます。
 - *川辺川の清流はにごり、球磨川はアユも住めない汚れた川になります。川の生態系も崩れ、たくさんの魚類や、水中の生物も死滅し、川の水量をも奪います。
 - *球磨川下りのみか、「清流球磨川」の魅力をも失った人吉・球磨の観光は大打撃を受け、地域全体の活力も大きく低下するのは確実です。

— 今ならまだ間に合います！ —

現在、ダム関連工事は、取り付け道路の工事のみであり、ダム本体工事にはまだ取りかかっていません。私たちは、五木への取り付け道路が完成した段階でダム建設を凍結し、建設計画を見直すことを要求しています。現在、政府も「長良川河口せき」や「川辺川ダム」のような、20年から30年も前に発表された大規模なプロジェクトの見直しを表明しました。しかし、人吉市をはじめ地元の自治体は、「川辺川ダム建設促進協議会」（会長・福永浩介市長）を設立し、建設省や国会に強くダム建設の促進を陳情しています。これは、住民の意志に反するものです。今こそ、私たち住民の願いを、議会や行政に届けましょう。今後の署名活動や、集会などへのご協力をよろしくお願い致します。

28年前 (昭和41年) に計画された川辺川ダムの目的は、

治水、農業用水、発電だと言われています。

しかし...

- *河川改修が進み、洪水の危険性は非常に少なくなってきました。反対に、「川辺川ダム」ができると、大雨の時、市房ダムとの同時放流による大水害の危険にさらされます。また、ダムは土砂に埋まっていき、数十年後には災害源になります。子供たちのためにも、植林や遊水地、導水トンネルなどダムにたよらない治水の方法を考えるべきではないでしょうか。
- *大多数の農家は、現在の水路で水は足りています。ダムによる「川辺川利水事業」に参加させられると、膨大な負担金が農家を苦しめることとなります。
- *川辺川ダムの発電量(16500kw)は、水没などにより閉鎖される現在の4つの発電所の発電量(18900kw)をも下回るようになるのです。

美しい郷土の自然を

みんなの力で守りましょう！

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

人吉市新町16番地(中川原)・くま川ハウス TEL FAX (0966) 24-9929

遊水池の開発がもたらしたものの

開発はもうごめんだ

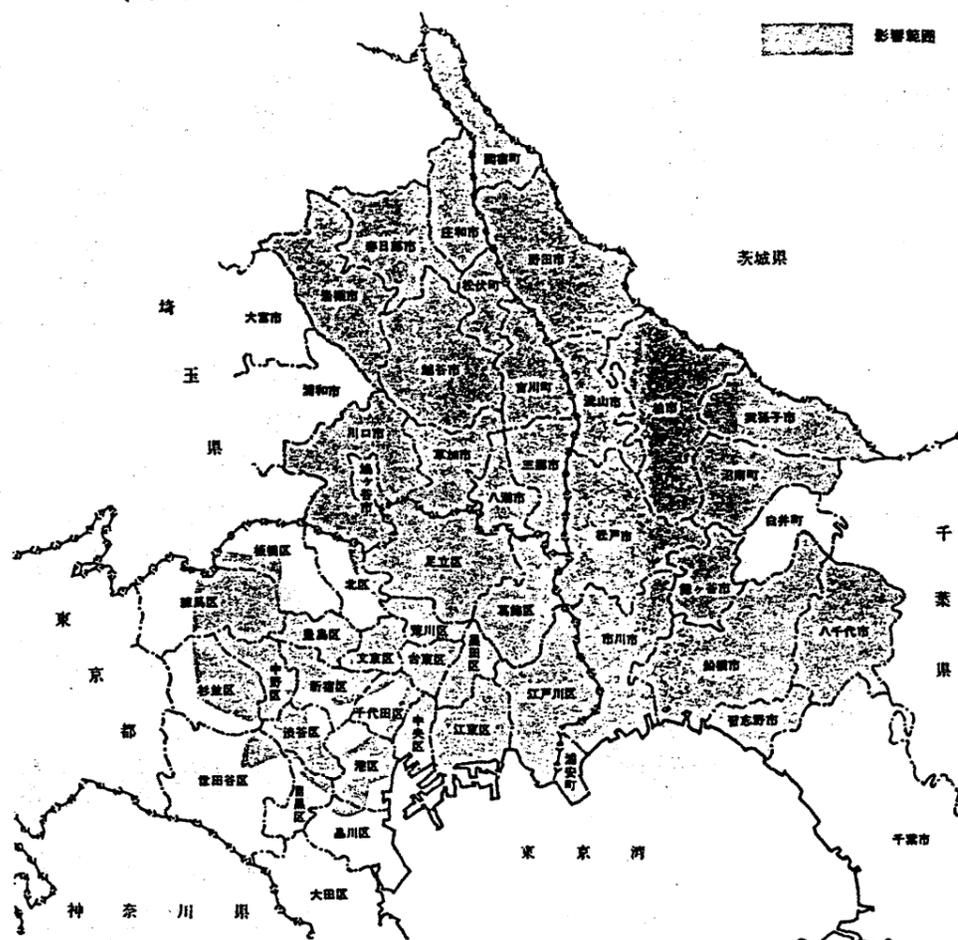
下流水道水のカビ臭

90年の夏は江戸川流域の住民にとって憂鬱な夏でした。7月から8月にかけて水道水が上流から下流まで一斉にカビ臭くなりました。原因は渡良瀬貯水池（谷中湖）でした。渡良瀬貯水池では藻類の異常増殖が進み、昨年夏はアオコが全湖面を覆う、凄まじい状態でした。この藻類一杯の水が渇水時に利根川へ補給されたのですから、その影響は甚大です。藻類が生産するカビ臭物質が利根川から江戸川に流れ込んで、江戸川から取水している水道水が軒並みにカビ臭くなりました。

家庭排水等の流入で栄養塩類（窒素とリン）を高濃度に含む、渡良瀬川最下流の水を貯水すれば、藻類の異常増殖が進行するのは当然のことです。このような場所に貯水池をつくること自体が間違っていたのです。

計画中の第二貯水池も下流水道水のカビ臭を引き起こす元凶になることは火を見るよりも明らかです。

渡良瀬貯水池で生成されるカビ臭物質の影響範囲
(江戸川系水道水の給水範囲(ブレンド水を含む))



失われた「価値ある湿地」

現在の貯水池があったところは、かつてはヘラブナの釣り場として全国的に有名なお化け沼もあり、うっそうとしたヨシ群落の中に浅い池、沼が点在して、湿地そのものでした。その湿地には岸から順にヨシ、ガマ、マコモなどの抽水植物、ヒシ、ヒツジグサなどの浮葉植物、フサモ、クロモなどの沈水植物が生育し、浅い水面をエサ場やねぐらとする水鳥類及びこれを餌食とする猛禽類が今の遊水池よりもっと多く生息していました。

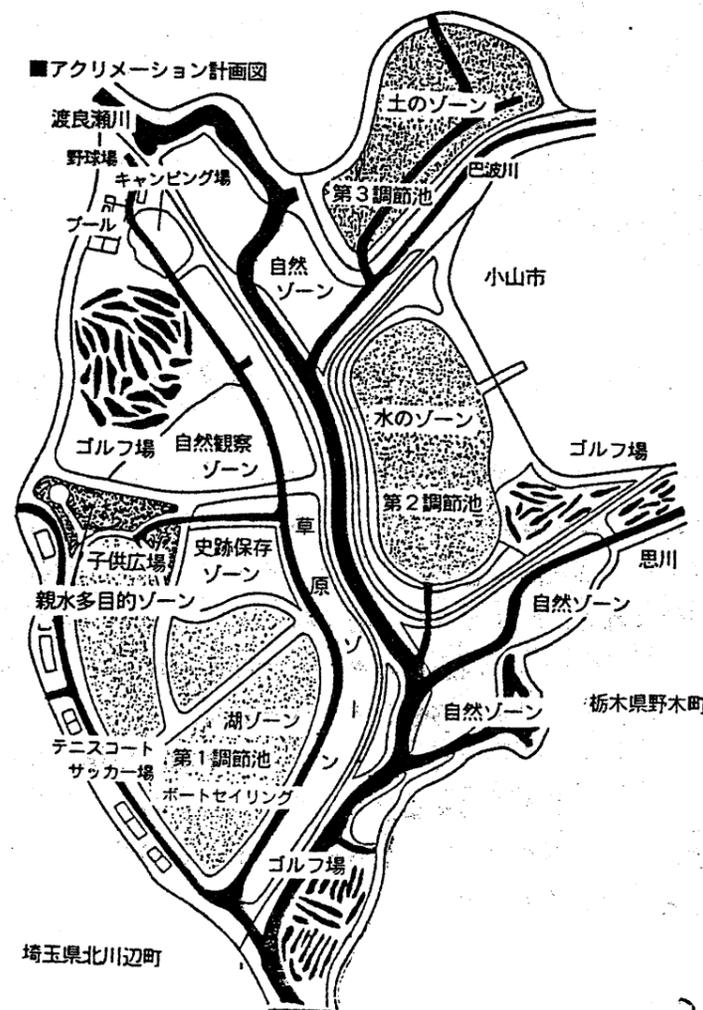
全地球で1日に30種以上の種が絶滅し、地球環境の危機が叫ばれているなかで、かつての遊水池こそ多くの動物、植物を育む、かけがえのない湿地であり、人々に安らぎを与える場所でした。その湿地が今はコンクリート護岸で固めた無味乾燥な貯水池に変わっているのです。せめて、コンクリート護岸を植生護岸に変え、野鳥や小動物が生息できる場所にしていく必要があります。

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

連絡責任者：高松健比古 栃木県真岡市道祖土25 ☎0285(82)3071

終わりのなき遊水池の開発工事

アクリメーション計画とは、遊水池をスポーツゾーン、親水多目的ゾーン、水のゾーンなどの11のゾーンに分けて、総合レジャーランドをつくる計画です。事業主体は「渡良瀬遊水池アクリメーション振興財団」と建設省等です。すでに、スポーツゾーンの中心を占めるゴルフ場は36ホールが完成しつつあります。そして、レジャーランド化の工事と並行して、第二貯水池の建設が始められようとしています（建設予定地は水のゾーンになるところ）。地域振興の幻想をばらまきつつ、現貯水池の建設→レジャーランド化の工事→第二貯水池の建設という具合に、遊水池では土建会社のためにいつまでも工事が行われ、かけがえのない自然がずたずたにされようとしているのです。開発はもうごめんです。



渡良瀬遊水池の開発をやめさせよう

ゴルフ場の増設と第二貯水池の計画にストップを！

渡良瀬遊水池では現在、アクリメーション計画に基づき、ゴルフ場を中心に、レジャーランド化の工事が次々と進められています。更に、第二貯水池の建設計画も浮上し、遊水池は土建会社に仕事を与え続ける場として終わりなき開発工事が行われるようになってきました。これらの開発事業によってかけがえのない多くのものが失われ、多くの問題が引き起こされてきています。〔注〕アクリメーションとは「新しい環境に順応する」という意味の英語です。

破壊される野鳥の楽園

渡良瀬遊水池は人間の手でつくられたところとはいえ、長い年月を経て、今や野鳥の楽園になっています。東京山手線内側の面積に相当する広大な遊水池には、サギ類、ガンカモ類、クイナ類、シギ・チドリ類、ワシタカ類、フクロウ類をはじめ、200種に及ぶ野鳥が生息し、繁殖の地としています。更に、渡り鳥の内陸中継地ともなり、世界的な珍鳥といわれるカラフトアオアシシギなども飛来し、豊かな生物相が形成されています。

しかし、この素晴らしい野鳥の楽園も開発工事によってカワセミ、コアジサシ、オオバンなどの繁殖地が破壊され、野鳥の種類と数が減りつつあります。このまま開発工事が進めば、野鳥の繁殖地の大半が失われ、いずれ、遊水池で見かける鳥は、スズメやカラス、ムクドリなど、町にもすむ鳥に限られてしまうでしょう。今こそ開発工事を中止して、素晴らしい野鳥の楽園を守らなければなりません。

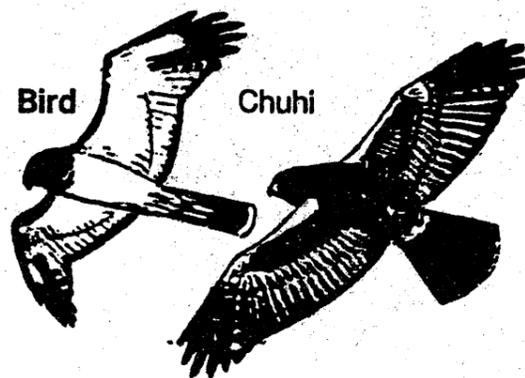
失われる谷中村村民の怨念の地

渡良瀬遊水池はよく知られているように、今から約80年前、足尾鉍毒に反対し続ける谷中村を廃村にし、その犠牲の上につくられたものです。治水対策として遊水池が必要だということで村の土地が買収され、土地収用法が適用されて、約450戸の谷中村村民がこの地を追われていきました。谷中村村民の大半は周辺の村々へ、一部の村民は遠く、那須高原の荒野や北海道の佐呂間町まで移転していきました。

このように谷中村村民の怨念の地である遊水池は足尾鉍毒の歴史の証としてヨシが生い茂る湿地のまま残すべきです。まして、買収目的であった治水対策とは全く関係のないレジャーランドをこの地をつくることはゆるされることはありません。

Symbol Bird

Chuhi



必要性のない現貯水池と第二貯水池

建設省は首都圏の水不足解消のため、ダムや貯水池の建設が必要であるとしていますが、実際はそうではありません。昨年夏の渇水は利根川水系ダムの管理を合理的に行っていたら、1億m³程度の貯水量を上積みすることが可能であり、取水制限は必要ありませんでした。首都圏の水需要を充足する水源はすでに確保されているにもかかわらず、ダムの過大放流で渇水騒ぎが作りだされているのです。また、今後の水需要の増加もさほど大きなものではなく、すでにある水源の活用で十分に対応することができます。第二貯水池を建設する必要性は全くありません。

さらに、現貯水池も夏場の貯水容量が利根川水系ダム全体の4%しかなく、現貯水池がなくとも、渇水時には何ら問題がありません。必要性のない貯水池によって下流住民は水道水のカビ臭に悩まされているのです。

地域振興の幻想

地域振興のため、遊水池のレジャーランド化が必要と言われていますが、それは全くの幻想です。河川敷のゴルフ場はキャディをほとんど使わないから、地元から雇用する人数はわずかなものですし、国有地ですから、固定資産税がなく、地元の税金はほんの少額です。また、建設等の仕事も地元の企業に落ちることはきわめて少なく、地域振興には殆ど寄与しません。

農薬と鉍毒の流出

遊水池全体で63ホールにもなるゴルフ場の建設工事が進められています。遊水池は湿地であり、湿気の多いゴルフ場は多量の農薬を使わざるをえません。散布された農薬が大気中に漂って周辺住民の健康に影響を及ぼしたり、あるいは、雨天時に流出して下流の水道水に混入することが懸念されます。また、レジャーランド化等の工事で遊水池内の鉍毒土砂が掘り返されていますので、鉍毒が雨天時に流出することも心配です。

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会